令和７年第２回松野町議会定例会議事日程　第１号

令和７年６月１３日（金）午前９時３０分開議

１　開　会　宣　言（　　：　　）
２　町長議会招集挨拶
３　諸 般 事 項 報 告
４　開　　議（　　：　　）

日程番号	議案番号	議　　案　　名
１	―	会議録署名議員の指名 番　　議員・　　番　　議員
２	―	会期の決定 月　　日から　　月　　日までの　　日間
３	選挙５	議長の選挙について
４	―	一般質問（４番、３番、２番）
５	報告２	鬼北土地開発公社に関する報告について
６	報告３	株式会社まちづくり松野に関する報告について
７	報告４	株式会社松野町農林公社に関する報告について
８	報告５	フォレスト株式会社に関する報告について
９	報告６	令和６年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
１０	承認１	専決処分の承認について（令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号））
１１	承認２	専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
１２	承認３	専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
１３	議案４５	宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
１４	議案４６	辺地に係る総合整備計画の策定について
１５	議案４７	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

１６	議案 ４８	松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
１７	議案 ４９	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
１８	議案 ５０	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
１９	議案 ５１	松野町国民健康保険税条例の一部改正について
２０	議案 ５２	動産の買入れについて
２１	議案 ５３	工事請負契約の締結について
２２	議案 ５４	令和７年度松野町一般会計補正予算（第１号）
２３	議案 ５５	松野町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認ついて
２４	議案 ５６	松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
２５	選挙 ６	宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙について
２６	選挙 ７	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
２７	―	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
２８	―	議員派遣の件

５　閉　　議（　　：　　）

６　閉　　会（　　：　　）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第１２１条第１項の規定により、本日の会議に出席する者は、下記のとおり

記

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	坂　本　　浩	会計管理者兼出納室長	久保田　　忠
副　町　長	八十島　温　夫	建設環境課長	井　上　　靖
教　育　長	三　好　秀　二	町　民　課　長	芝　　吉　彦
総　務　課　長	小　西　　亨	保健福祉課長	山　﨑　浩　司
防災安全課長	谷　口　健　二	教　育　課　長	戎　　秀　之
ふるさと創生課長	友　岡　　純	吉野生支所長	竹　葉　　誠
農林振興課長	中　井　和　彦	代表監査委員	榎　本　孝　幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月　日	内　　容	場　所	出席者等
３月１７日	松野中学校卒業式	町内	議員
３月１７日	松野町戦没者追悼式	町内	議員
３月２４日	各小学校卒業式	町内	議員
３月３１日	森の国児童センター落成式	町内	議員
４月　９日	各小学校入学式	町内	議員
４月　９日	松野中学校入学式	町内	議員
４月２４日	滑床ビジターセンター万年荘落成式	町内	議員
４月２４日	滑床山開き	町内	議員
４月３０日	令和７年度松野町松和会総会	町内	議長
５月１１日	八幡浜市施行二十周年記念式典	八幡浜市	議長
５月１７日	令和７年度松野町商工会通常総会	町内	議長 総務委員長
５月１９日	全員協議会	議場	
５月２２日	令和７年度四国西南地域道路整備促進協議会総会	愛南町	議長
５月２７日	令和７年度町村議会議長・副議長研修会	東京都	議長 副議長
５月２８日	令和７年度第１回臨時総会 （愛媛県町村議会議長会）	東京都	議長
６月　２日	鬼北土地開発公社理事会	鬼北町	議長

６月　４日	全員協議会	議場	
６月　５日	全員協議会	議場	
６月　５日	議会運営委員会	議場	
６月　６日	令和７年度松野の里を美しくする協議会	議場	総務委員長

一　般　質　問　表

令和７年第２回定例会

通告者	質問事項	質　問　の　要　旨
１番 山田　寛二 [一問一答方式]	中学校制服の無償化について	子育て支援の一環として、制服購入の無償化について伺う。 全国的に公立中学校で制服の無償化が進んでいる。 松野中学校の女子制服一式購入で６万５千円 その他体操服やカバン・自転車等を購入すると相当の高額負担になる。
	健康づくりについて	健康寿命を延ばすための取組みについて伺う。 松野町も高齢化が進み６５歳以上の高齢者が１，６４８人で全体の４８％となっている。今後益々高齢化が進む。 平均寿命を延ばすことは勿論であるが、一番は健康で長生きすること。いわゆる健康寿命を延ばすことが大切。 健康づくりの一環として 町民の方から町内にトレーニング施設設置の要望 具体的な取組み策 (1)機械器具設置について ・ルームランナー・自転車漕ぎ・腹筋台・健康ステッパー等　※中古品であれば費用の削減になる。 (2)健康づくりポイント制度 全町上げての健康づくり推進のメリット ・健康寿命が延びる ・医療費の削減に繋がる ・ポイント活用による産業の活性化に繋がる
	ふるさと納税について	Ｒ７年度ふるさと納税額２，０００万円達成のための取組について (1)Ｒ７年度のふるさと納税担当者について伺う ・ふるさと納税専任担当者の充実 ・専門業者への業務委託 (2)目標達成の為の施策について伺う ・目標を達成させるための具体的施策内容 ・主力返礼品の確保 ・返礼品のＰＲ方法

通告者	質問事項	質　問　の　要　旨
２番 山崎　匡 ［一問一答方式］	中学生の語学研修について	１　現在の研修内容は ２　内容・選抜方法・負担金 ３　自己負担について
	帯状疱疹ワクチンについて	１　進捗状況について ２　対象外の方への周知について
	防災士組織について	１　防災士の人数、性別、年齢は ２　高齢化について ３　女性防災士について ４　活用内容は ５　組織のスキルアップについて
	災害関連死対策について	１　予防策について ２　認定組織について
	町職員のカスハラ対策について	１　いままでの実情 ２　対応策について

通告者	質問事項	質　問　の　要　旨
３番 山石　恭助 ［一問一答方式］	鳥獣被害の現状と対策について	1　鳥獣被害の現状について問う。 2　鳥獣被害の支援や対策、その効果について問う。 3　侵入防止対策に成功した事例があり、今後の経費の継続した支援や対策について問う。 4　農家にとって、侵入防止対策がネックになっており農家に対して支援はあるか問う。 5　被害を受けた農家に対して、何らかの支援があるか問う。 6　鳥獣被害対策全般について町長に問う。
	南海トラフ巨大地震に対する防災減災について	1　町の重点施策目標である、民間木造住宅耐震改修事業で、耐震改修申請状況、実績、補助内容について問う。 2　当初予算にあった、木造住宅シェルターの設置申請状況、補助及び周知、取り組みについて問う。

報告第２号

鬼北土地開発公社に関する報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、下記のとおり報告する。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

記

令和６年度鬼北土地開発公社事業報告及び決算

令 和 ６ 年 度

鬼北土地開発公社決算書

令 和 ７ 年 ６ 月

目　　次

1　収支決算書　..... 1 ～ 6

2　財産目録　..... 7

3　貸借対照表　..... 8

4　損益計算書　..... 9

5　キャッシュ･フロー計算書　..... 10

6　事業報告書　..... 11 ～ 13

7　附属明細表　..... 14 ～ 18

　現金及び預金明細表　..... 14

　公有用地明細表　..... 15 ～ 16

　資本金明細表　..... 17

　運営費補助金明細表　..... 18

8　決算意見書　..... 19

1　令和6年度　鬼北土地開発公社
収　支　決　算　書

自　令和6年4月1日
至　令和7年3月31日

収益的収入及び支出
　収入

（単位:円）

款	項	目	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 繰越財源充当額	予算額 計	節 区分	節 金額	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
1　事業収益			0	0	0	0		0	0	0	
小　計			0	0	0	0		0	0	0	
2　事業外収益	1　受取利息	1　受取利息	2,000	0	0	2,000	1　普通預金利息	1,000	76	△ 924	
							2　定期預金利息	1,000	100	△ 900	
	4　雑収益	1　運営費補助金	180,000	0	0	180,000	1　運営費補助金	180,000	84,061	△ 95,939	
		4　その他の雑収益	1,000	0	0	1,000	1　その他の雑収益	1,000	360	△ 640	
小　計			183,000	0	0	183,000		183,000	84,597	△ 98,403	
合　計			183,000	0	0	183,000		183,000	84,597	△ 98,403	

支出

（単位:円）

款	項	目	予算額							決算額	繰越額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	繰越額	予備費及び支出流減額	計	節 区分	節 金額				
1 事業原価			0	0	0	0	0		0	0	0	0	
小計			0	0	0	0	0		0	0	0	0	
2 販売費及び一般管理費	1 販売費及び一般管理費	1 人件費	61,000	0	0	0	61,000	1 報酬	61,000	60,026	0	974	
		2 経費	122,000	0	0	0	122,000	4 需用費	116,000	23,100	0	92,900	
								5 役務費	6,000	1,450	0	4,550	
小計			183,000	0	0	0	183,000		183,000	84,576	0	98,424	
合計			183,000	0	0	0	183,000		183,000	84,576	0	98,424	

資本的収入及び支出

収入

（単位:円）

款	項	目	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
			当初予算額	補正予算額	繰越財源充当額	計	節 区分	節 金額			
1 資本的収入	3 長期借入金	1 長期借入金	62,000	0	0	62,000	1 長期借入金	62,000	61,624	△ 376	
合計			62,000	0	0	62,000		62,000	61,624	△ 376	

支出

（単位:円）

款	項	目	予算額							決算額	繰越額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	繰越額	予備費支出及び流用増減額	計	節 区分	節 金額				
1 資本的支出	1 公有地取得事業費	1 公有地取得事業費	62,000	0	0	0	62,000	1 用地費	0	0	0	0	
								5 支払利息	62,000	61,624	0	376	
								6 諸収入	0	0	0	0	
合計			62,000	0	0	0	62,000		62,000	61,624	0	376	

2 令和6年度 鬼北土地開発公社
財 産 目 録
（令和7年3月31日）

（単位:円）

（資産の部）				
現金及び預金				
普通預金			112,290	
定期預金			5,000,000	5,112,290
公有用地	鬼北町1件	4,391㎡		17,326,014
特定土地				0
資産合計				22,438,304
（負債の部）				
未払金				
事業未払金				0
未払費用				
未払費用				0
預り金				
短期預り金				112,290
その他の流動負債				
仮受金				0
長期借入金				17,326,014
負債合計				17,438,304
正味財産				5,000,000

3 令和6年度 鬼北土地開発公社
貸 借 対 照 表
（令和7年3月31日）

（単位:円）

（資産の部）		
Ⅰ 流動資産		
現金及び預金		5,112,290
公有用地		17,326,014
特定土地		0
流動資産合計		22,438,304
資産合計		22,438,304
（負債の部）		
Ⅰ 流動負債		
事業未払金		0
未払費用		0
預り金		112,290
その他の流動負債		0
仮受金		0
流動負債合計		112,290
Ⅱ 固定負債		
長期借入金		17,326,014
固定負債合計		17,326,014
負債合計		17,438,304
（資本の部）		
Ⅰ 資本金		
基本財産	5,000,000	
資本金合計		5,000,000
Ⅱ 準備金		
前期繰越準備金	0	
当期純利益	21	
準備金合計		21
資本合計		5,000,021
負債資本合計		22,438,325

4 令和6年度 鬼北土地開発公社
損 益 計 算 書
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位:円）

Ⅰ 事業収益		
公有地取得事業収益	0	
附帯等事業収益	0	0
Ⅱ 事業原価		
公有地取得事業原価	0	0
事業総利益		0
Ⅲ 販売費及び一般管理費		84,576
事業利益		△ 84,576
Ⅳ 事業外収益		
受取利息	176	
雑収益	84,421	84,597
Ⅴ 事業外費用		
その他の雑損		0
経常利益		21
当期純利益		21

5　令和6年度　鬼北土地開発公社
キャッシュ・フロー計算書
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：円）

Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	0
その他事業収入	360
補助金等収入	84,061
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 17,326,014
その他事業支出	
人件費支出	△ 60,026
その他の業務支出	△ 24,550
小計	△ 17,326,169
利息の受取額	176
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,325,993
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	17,326,014
長期借入金の返済による支出	0
町への寄付金	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,326,014
Ⅳ　現金及び現金同等物増加額	21
Ⅴ　現金及び現金同等物期首残高	5,112,269
Ⅵ　現金及び現金同等物期末残高	5,112,290

注記事項

（重要な会計方針）

（1）収益及び費用の計上基準・・・収益は実現主義、費用は発生主義に基づき計上しております。

（2）消費税等の会計処理方法・・・消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係）

現金及び預金勘定	5,112,290
預入期間が3か月を超える定額預金	△ 5,000,000
	112,290

6 令和6年度 鬼北土地開発公社
事 業 報 告 書

(1)事業の概要

当公社は、地域の秩序ある整備を図るため、必要な公共用地、公用地等となるべき土地の先行取得及び造成、並びにその管理の業務活動等を、構成団体である町の委託に基づいて行っております。本年度は、南予森林組合跡地取得事業の保有土地に係る維持管理等 84,576 円の事業を実施しました。

(2)事業計画及び執行状況

本年度の事業計画は、南予森林組合跡地取得事業 62,000 円を計上していました。

一方、予算執行は、南予森林組合跡地取得事業の支払利息 61,624 円となりました。

(3)財務の状況

本年度の財務の状況は、販売費及び一般管理費 84,576 円を控除した事業利益は△84,576 円、事業外収益 84,597 円を加え、経常利益が 21 円となり、当期純利益も 21 円となりました。

そのほか、運営費補助金は鬼北町 47,969 円、松野町 47,970 円の両町の過徴金が生じましたが、翌年度において精算処理することにしました。

長期借入金の状況は、前年度末残高は 17,264,390 円であり、本年度支払利息 61,624 円を加え、本年度末残高は 17,326,014 円となりました。

なお、借入金利率は、南予森林組合跡地取得事業で 0.355%で借り入れを行いました。

(4)一般庶務事項

ア 理事会の概要

開 会 日	提 出 案 件	審議結果
令和6年6月6日	議案第１号　令和５年度鬼北土地開発公社会計決算の承認	議決

イ 監査の実施状況

決算書類の監査実施年月日　令和7年5月29日

ウ 役職員に関する事項

（役員の異動）

異動年月日	異動内容	氏名	登記年月日
令和６年 ４月１日	理事就任	山本 雄大	令和６年４月19日
令和６年12月20日	理事重任	兵頭 誠亀	令和７年２月28日
令和６年12月20日	理事重任	坂本　浩	令和７年２月28日
令和６年12月20日	理事重任	程内　覺	令和７年２月28日
令和６年12月20日	理事重任	加藤 康幸	令和７年２月28日
令和６年12月20日	理事重任	井上 建司	令和７年２月28日
令和６年12月20日	理事重任	山本 雄大	令和７年２月28日
令和７年 ２月20日	理事辞任	加藤 康幸	令和７年３月 ７日
令和７年 ２月20日	理事就任	森岡 健治	令和７年３月 ７日
令和７年 ３月31日	理事辞任	山本 雄大	令和７年４月10日
令和７年 ３月31日	理事辞任	井上　靖	令和７年４月10日

(役員名簿)　　(令和 7 年 3 月 31 日現在)

○ 兵頭 誠亀	○ 坂本　浩	○ 程内　　覺	○ 森岡 健治
○ 井上 建司	○ 八十島温夫	○ 山本 雄大	◎ 井上　靖

○理事　◎監事

(職員数)　　(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	課長	課長補佐 兼係長	主任	主事補	計	備考
一般職	(1)	(1)			(2)	(　)は兼務職
臨時職						
計	(1)	(1)			(2)	

7 令和6年度 鬼北土地開発公社

附属明細表

（様式第１号）

現金及び預金明細表

（単位:円）

科　　目	種　　類	金　　額	摘　　要
預　　金	普　　通	85,937	えひめ南農業協同組合鬼北広見支所
		26,348	伊予銀行近永支店
		5	愛媛銀行近永支店
	定　　期	3,000,000	えひめ南農業協同組合鬼北広見支所
		2,000,000	伊予銀行近永支店
計		5,112,290	

（様式第2号）

公 有 用 地 明 細 表

鬼北町

（単位：㎡・円）

資　産　区　分	期首残高		当期増加高								当期減少高		期末残高		摘　要
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積	金額	面積	金額	
南予森林組合跡地取得事業	4391.00	17,264,390	0.00	0	0	0	0	0	61,624	61,624	0.00	0	4,391.00	17,326,014	令和3年11月26日取得
合　計	4,391.00	17,264,390	0.00	0	0	0	0	0	61,624	61,624	0.00	0	4,391.00	17,326,014	

（様式第6号）

特 定 土 地 明 細 表

鬼北町

（単位：㎡・円）

資　産　区　分	期首残高		当期増加高								当期減少高			期末残高		摘　要
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	減少高		評価減	面積	金額	
											面積	金額	金額			
合　計																

（様式第 17 号）

長期借入金明細表

（単位:円）

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
愛媛銀行	0.355%	17,264,390	61,624	0	17,326,014	
計		0	61,624	0	17,326,014	

（様式第 18 号）

資本金明細表

（単位:円）

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	松野町	1,450,000	
	鬼北町	3,550,000	
計		5,000,000	

（様式第 20 号）

事業収益明細表

（単位:円）

科目			金額	摘要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益		0	
	特定土地売却収益		0	
附帯等事業収益	保有土地賃貸等収益	南予森林組合跡地取得事業収益	0	
合計			0	

（様式第 21 号）

事業原価明細表

（単位:円）

科目		金額	摘要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
	特定土地売却原価	0	
合計		0	

運営費補助金明細表

（単位：円）

町　　名	対象事業費	割合 (%)	補助金				納入済額(B)	差引 (B)－(A)
			事業費割	均等割	超過補助	計 (A)		
松　野　町	0	0.0%	0	42,030	0	42,030	90,000	47,970
鬼　北　町	0	0.0%	0	42,031	0	42,031	90,000	47,969
合　計	0	0.0%	0	84,061	0	84,061	180,000	95,939

1　対象事業費は、土地取得費（除、支払利息）及び売却価格の合計である。

2　補助金は、販売費及び一般管理費の支出合計から受取利息を差し引いた金額。　84,576円－176円＝84,400円

3　均等割　90,000円（1町あたり）×2＝180,000円

4　事業費割　0円

5　その他　納入済額との差額95,939円は、短期預り金95,939円として処理し、翌年度に精算処理する。

8 令和6年度 鬼北土地開発公社
決 算 意 見 書

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、令和6年度鬼北土地開発公社の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに関係帳簿書類等を審査した結果、その意見を添えて下記のとおり報告します。

記

1 審査日　令和7年5月29日

2 場所　松野町役場庁舎 1階 会議室

3 審査の総括的意見

令和6年度鬼北土地開発公社の決算監査について、鬼北土地開発公社備え付けの関係諸帳簿、証憑書類を逐一照査のうえ、更にその内容について審査したところいずれも適正に処理されていることを認めた。

令和7年5月29日

監 事　友岡 純

報告第３号

株式会社まちづくり松野に関する報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、下記のとおり報告する。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

記

令和６年度株式会社まちづくり松野事業報告及び決算

株式会社　まちづくり松野

第９期定時株主総会資料

令和７年５月21日(水)　午後４時00分

松野町役場２階会議室

本社住所　松野町大字延野々1510-1番地

～次　第～

1　開会
2　挨拶
3　報告事項　　第 9 期（令和 6 年度）営業報告の件

4　議案
　　議案第 1 号　第 9 期 貸借対照表、損益計算書承認の件
　　議案第 2 号　第 10 期（令和 7 年度）事業計画(案)及び 収支計画(案)の件
　　議案第 3 号　監査役変更の件

5　その他

6　閉会

報告事項

営業報告
第１　一般的事項

１．総括（第９期）[令和６年４月１日より令和７年３月31日]

令和６年度は２年連続、売上200百万を超えることができたが前年売上を大きく下回る結果となった。上半期では、GW前の４月17日に豊後水道地震が発生した影響もあり集客装置であるおさかな館の売上、客数が伸びずその他部門にも影響があった。また、森の国ファームは４月から＆ぱんは７月から人手不足のため定休日を設けることとなり施設全体の集客減につながる痛手となった。かごもり市場は高温障害やカメムシ被害のため梅や桃の出荷量減少により売上を落とした。下半期では伊予・土佐の国うまいもん合戦やおさかな館のナイトアクアリウムなどお客様に目的をもってお越しいただけるイベントを開催できた。また、11月末からは魚の超能力を題材にしたオーディオガイドを導入しおさかな館の入館料値上げをした。心配していた客数減はなく売上を伸ばす結果となったが今後しっかり動向を確認していきたい。3月には定休日を設けていた＆ぱんを年中無休営業にした。今期は上半期の売上減が大きく響き前年売上を割る結果となったが来期は地域、虹の森公園まつのの魅力を発信し沢山のお客様にきていただけるよう運営していく。

２．主な業務、行事の経過報告

月	日	（業務・行事）	月	日	（業務・行事）
4	17	全国いってみたい道の駅ランキング2024　2位	10		伊予土佐の国うまいもん合戦　秋（5日、6日）
4	27	奥伊予七駅物語グルメスタンプラリー（スイーツ街道）11/30まで	10	27	四万十うまいもの商店街出店
5	30	愛媛道の駅愛媛ブロック会議	11	29	おさかな館入館料値上げ ナイトアクアリウム（2月末）
6	12	虹の森公園まつの出荷部会総会			オーディオガイド（常時）導入
7	6	愛媛テレビ朝日なるちか生放送（桃園地、＆ぱん、ファーム）	12		おさかな館ｸﾘｽﾏｽｲﾍﾞﾝﾄ実施
			1	8	出荷部会研修(高知方面)
7		桃まつり（8月中旬）	2		愛媛マラソン出店（8日、9日）
7	11	奥伊予七駅総会	3		伊予土佐の国うまいもん合戦　春（22日、23日）
8	11	森の国の夏まつり2024			
9		新米まつり（7日、8日）			

第２　事業状況

１　虹の森公園まつの

地域の情報発信、売上拡大、顧客作りを目標に接客レベルの向上に努めてきたが、売り上げ的には、令和５年度年間売上実績 227,397,884 円を下回る、令和６年度年間売上実績 215,349,768 円（昨年対比 94.7%）となり、目標とした年間売上 215,400,000 円（目標対比 99.9%）にあと一歩の結果となった。

年度当初から昨年売り上げ実績を下回り、また GW や夏休み、お盆期間、売上実績が伸び悩んだ。施設全体では年に３回（新米まつり、伊予土佐の国うまいもん合戦）のイベントを開催したくさんのお客様に足を運んでいただいた。

１－１おさかな館

令和６年度は、入館者数 45,729 人、施設売上 49,429,069 円。来館者は、おさかな館目的に訪れるお客様が多く、その他部門へのアプローチにつながっている。また、カワウソ 1,000 円くじの人気が高く、おさかな館売店売上の主軸となっている。ナイトアクアリウムや干支の魚展など季節に応じたイベントを開催しお客様に好評いただいた。

１－２レストラン遊鶴羽

令和６年度は、客数 21,351 人、売上 17,454,616 円。平日の客数が少なく売上を伸ばすことができていない為、下半期からはかごもり市場でお弁当やいなりずしを販売し売上増につなげる動きをしているが根本的な解決にはなってなく地域をいかしたメニュー開発が課題となっている。

１－3＆ぱん

令和６年度は、客数 52,669 人、売上 52,876,250 円。昨年のオープン景気や人手不足での定休日設定など売上は落としたが、季節を通し新しい商品を販売していくことで顧客作りができている為、売上は安定している。

１－4 かごもり市場

令和６年度は、客数 68,169 名、売上 78,810,848 円。農産物は高温障害やカメムシ被害、天候不良、生産者の高齢化で出荷できない等の影響による出荷量減で売上は厳しい状況だった。売場では生産者とコミュニケーションをとりながら少しでも多くの商品を出荷していただけるように働きかけていく必要がある。特産品は梅干しや桃ジャムの定番商品は売上も好調だったが当駅オリジナルの完熟梅のポン酢が原材料不足の為、販売量を伸ばせなかった。地域のわかる商品作りをして売上につなげていく必要がある。

１－5 ガラス工房風音

令和 6 年度は、客数 6,364 名、売上 13,308,933 円。ガラス製品の売上は年間通して減少傾向にあり不良在庫も含め大きな課題である。また体験メニューもマンネリ化してきている為売上減の一つの原因と考えられる。

１－6 森の国ファーム

令和 6 年度は、客数 5,096 件、売上 3,470,052 円。定休日が週 3 日間あり売上はかなり厳しい状況。おさかな館入館者はソフトクリーム割引実施し誘導しているが売上を伸ばすことができていない。トマトもぎとり、BBQ 場の活用も含め検討が必要。

議案第1号　第9期貸借対照表、損益計算書承認の件

第9期決算報告

【貸　借　対　照　表】

（令和7年3月31日現在）

株式会社　まちづくり松野　　（税抜）　（単位：円）

資産の部			負債の部		
	今期	前期		今期	前期
【流動資産】	52,006,923	55,070,927	【流動資産】	16,741,450	22,212,189
現金預金	42,208,471	45,027,477	買掛金		
現金(虹の森)	6,185,208	8,442,755	虹の森	9,142,206	10,044,469
JA普通預金(本社)	126,440	206,449			
JA普通預金(虹の森)	28,735,997	35,615,672	未払金	6,982,566	10,639,580
伊予普通預金(本社)	654,365	761,745	本社	0	22,000
伊予普通預金(虹の森)	6,450,595	856	虹の森	6,982,566	10,617,580
楽天普通預金(虹の森)	55,866	0	預り商品券	12,000	12,000
			預り金	421,178	1,332,640
売掛金			仮受金	0	0
虹の森	3,452,171	3,166,791	未払法人税等	183,500	183,500
未収入金					
虹の森	524,410	537,498	【負債合計】	16,741,450	22,212,189
			純資産の部		
商品（棚卸）				今期	前期
虹の森	4,681,559	4,987,629	【株主資本金】	37,206,950	34,851,061
			資本金	80,460,000	80,460,000
貯蔵品	1,009,563	1,270,612	繰越利益余剰金	△ 42,953,050	△ 45,308,939
前払費用	76,530	93,060			
立替金	67,359	0	自己株式	△ 300,000	△ 300,000
預け金	8,860	8,860			
貸倒引当金	△ 22,000	△ 21,000			
【固定資産】	1,941,477	1,992,323			
構築物	371,475	405,925			
車両運搬具	1	76,397			
器具備品	1	1			
出資金	70,000	10,000			
保証金	1,500,000	1,500,000			
			純資産合計	37,206,950	34,851,061
【資産合計】	53,948,400	57,063,250	負債・純資産合計	53,948,400	57,063,250

【損　益　計　算　書】

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

株式会社　まちづくり松野　　（税抜）　（単位：円）

	今期		前期	
【純売上高】				
道の駅 虹の森公園まつの	215,510,490		227,575,857	
売上値引	5,502	215,504,988	2,987	227,572,870
【売上原価】				
食材仕入	29,803,598		33,527,341	
その他仕入	86,377,154		89,338,588	
		116,180,752		122,865,929
売上総利益		99,324,236		104,706,941
【販売費・一般管理費】		138,535,777		128,934,452
営業損失		△ 39,211,541		△ 24,227,511
【営業外収益】				
受取利息	32,444		410	
雑収入	41,740,398	41,772,842	42,825,350	42,825,760
【営業外費用】				
雑損失	16,947	16,947	23,132	23,132
経常利益		2,544,354		18,575,117
【特別利益】				
前期損益修正益	0		0	
受贈益	0		0	
債務免除益	0		0	
		0		0
【特別損失】				
固定資産除却損	0		0	
		0		0
税引前当期純利益		2,544,354		18,575,117
【法人税等】		188,465		183,560
当期純利益		2,355,889		18,391,557

販売費及び一般管理費

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

株式会社　まちづくり松野　　（税抜）（単位：円）

科目	今期	前期
役員報酬	3,360,000	1,900,000
給料手当	55,297,735	52,758,454
法定福利費	8,947,866	6,996,003
福利厚生費	2,308,725	2,184,476
広告宣伝費	2,365,533	2,166,691
燃料費	4,474,678	3,578,530
保守点検費	2,599,811	2,427,598
旅費交通費	356,739	204,639
荷造運賃	1,588,270	1,869,231
業務委託費	10,529,492	8,885,395
通信費	607,681	623,342
水道光熱費	32,060,018	30,527,804
消耗品費	7,099,689	6,948,382
修繕費	1,083,781	1,327,675
保険料	565,865	468,483
会議費	9,811	667
租税公課	140,425	103,456
交際接待費	392,404	521,830
減価償却費	321,574	663,640
賃借料	936,032	1,317,988
支払手数料	91,199	36,464
諸会費	686,800	686,800
新聞図書費	44,948	44,989
貸倒引当金繰入額	1,000	5,000
雑費	2,665,701	2,686,915
販売費・一般管理	138,535,777	128,934,452

株式会社まちづくり松野　代表取締役　　吉田　律雄　殿

監　査　報　告　書

株式会社まちづくり松野第９期の会計並びに業務の監査を実施した結果について下記のとおり報告します。

記

１監査方法の概要

令和７年５月18日、株式会社まちづくり松野において、収支決算書の監査のため、役員立会いの下、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、帳票類等の照合及び聴取、事業の経過報告の聴取等により調査しました。

２監査結果

（１）貸借対照表、損益計算書の記載内容は、記載すべき事項を正しく記載し、帳票等の載金額と一致し、株式会社まちづくり松野の収支及び資産の状況を正しく示しているものとみとめます

（２）業務の執行は適正であり、役員の業務執行に関して不正行為や定款、諸規定に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月18日

監査役　正木久立

監査役　小西敏文

議案第 2 号　第 10 期（令和 7 年度）事業計画(案)及び 収支計画(案)の件

第 10 期（令和 7 年度）事業計画（案）について

「地域と共に成長する企業に」

道の駅を地域活性化の拠点とし地域資源の活用、松野町特産品の販売、観光案内、独自イベントなどを通じ地元に愛される道の駅を目指す。また、各施設をご利用いただけるよう、おさかな館、レストラン遊鶴羽、＆ぱん、かごもり市場、ガラス工房風音、森の国ファームそれぞれの部門が連携を深め、商品の取り揃えやお客様満足度を上げていくために接客レベルの向上に努める。また、当駅の色である体験型の道の駅の魅力をしっかり押し出し SNS や HP、マスコミへの情報発信を積極的に行い、広報に務める。

（基本方針）　1、営業体制の確立
2、店舗運営
3、人材育成とサービスの向上
4、道の駅イベントの再構築
5、施設、設備の見直し
6、経費の有効費消
7、近隣施設との連携
8、衛生管理の徹底

（売上目標）　年間売上を 225,000,000 円に設定する。（前年 215,349,768 円）

部署	業務内容
おさかな館	お客様に満足していただける餌やり体験の実施、展示・イベント企画し集客を図る。更に展示技術の向上、新展示生物の検討を行う。 （売上目標）52,000,000 円（前年 49,429,069 円） （入館者目標）　47,200 人（前年 45,729 人）
レストラン遊鶴羽	地元産食材を使用したメニュー開発。イベントへの出店やお弁当、総菜など販売。 （売上目標）18,000,000 円（前年 17,454,616 円）
＆ぱん	既存の顧客を飽きさせないように季節商品や商品改変をしながら囲い込みをしていく。 （売上目標）56,500,000 円（前年 52,876,250 円）
かごもり市場	出荷者とのコミュニケーションをしっかりとり農産物の売り場の活性化を図る。レストランとの連携による、地元野菜や特産品の使用を進め、売上を確保する。商品の少なさが目立ち、消費者

	にとって楽しめない売り場となっているので、ディスプレイを工夫しながら、商品アイテムの充実を行う （売上目標）81,000,000 円（前年 78,810,848 円）
ガラス工房風音	オリジナル商品を充実させる。体験イベントを前面に押し出し団体客を取り込む。 （売上目標）13,700,000 円（前年 13,308,933 円）
森の国ファーム	トマトもぎ取り、ピザ焼き体験、BBQ 場など再度施設の魅力を考え売り場を再構築する。 （売上目標）3,800,000 円（前年 3,470,052 円）

議案第2号　第10期(令和7年度)収支計画（案）の件

（単位：千円）

科目			前年度予算額	今年度予算額	増減	備考
売上高		合計	215,400	225,000	9,600	
原　価			119,350	120,840	1,490	
粗利益			96,050	104,160	8,110	
		原価率	55.4%	53.7%	-2%	
	基本給与		58,180	60,960	2,780	
	賞与		1,500	0	▲ 1,500	
	法定福利費		7,950	8,450	500	
	福利厚生費		2,520	2,650	130	中退共含
	人件費小計		70,150	72,060	1,910	
	広告宣伝費		2,490	2,425	▲ 65	
	保守修繕費		1,170	950	▲ 220	
	旅費交通費		210	270	60	
	荷造運賃		1,870	1,680	▲ 190	
	業務委託費		8,040	10,400	2,360	ガラス工房、農林公社委託料
	通信費		650	630	▲ 20	
	水道光熱費		30,800	32,500	1,700	
	消耗品費		4,360	5,140	780	
	印刷消耗品費		305	310	5	
	包装資材費		1,140	1,570	430	
	会議費		220	120	▲ 100	
	保険料		510	570	60	
	租税公課		115	130	15	
	接待交際費		515	380	▲ 135	
	減価償却費		360	120	▲ 240	
	賃借料		1,460	1,070	▲ 390	
	支払い手数料		35	120	85	
	分担金		580	605	25	
	施設管理費		7,940	9,210	1,270	
	車両費		620	660	40	
	図書研修費		135	65	▲ 70	
	雑費		1,110	1,140	30	
	雑損失		60	25	▲ 35	
	経費合計		134,845	142,150	7,305	
	営業利益		▲ 38,795	▲ 37,990	805	
	指定管理料		35,700	35,700	0	農業公園施設指定管理料含む
	雑収入		5,135	3,505	▲ 1,630	
	当期利益		2,040	1,215	▲ 825	

令和7年度虹の森公園月別売上計画(案)

部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
おさかな館受付	2,400,000	3,700,000	1,900,000	3,400,000	7,500,000	3,100,000	1,700,000	1,700,000	1,900,000	1,800,000	1,300,000	2,400,000	32,800,000
おさかな館入館数 （件数）	3,500	6,000	2,700	5,000	10,500	4,500	2,500	2,500	2,600	2,400	1,700	3,300	47,200
おさかな館売店	1,600,000	2,200,000	1,200,000	2,100,000	4,500,000	1,900,000	1,000,000	900,000	1,000,000	1,000,000	700,000	1,100,000	19,200,000
レストラン遊鶴羽	1,600,000	1,700,000	1,200,000	1,600,000	2,700,000	1,500,000	1,400,000	1,500,000	1,300,000	1,000,000	1,000,000	1,500,000	18,000,000
森の国ファーム	300,000	450,000	300,000	450,000	800,000	350,000	250,000	200,000	150,000	150,000	150,000	250,000	3,800,000
&ぱん	4,900,000	5,000,000	4,700,000	5,000,000	5,400,000	4,800,000	4,500,000	4,600,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	5,300,000	56,500,000
かごもり市場	4,000,000	3,800,000	6,000,000	12,400,000	4,400,000	4,200,000	2,500,000	3,500,000	3,700,000	2,200,000	2,000,000	3,300,000	52,000,000
特産品	2,200,000	2,500,000	2,000,000	2,600,000	3,400,000	2,400,000	3,200,000	2,500,000	2,600,000	1,800,000	1,500,000	2,300,000	29,000,000
ガラス工房風音	1,000,000	1,200,000	900,000	1,200,000	2,400,000	1,100,000	900,000	1,100,000	1,000,000	800,000	800,000	1,300,000	13,700,000
合計	18,000,000	20,550,000	18,200,000	28,750,000	31,100,000	19,350,000	15,450,000	16,000,000	15,750,000	12,850,000	11,550,000	17,450,000	225,000,000

議案第 3 号　監査役変更の件

監査役正木久士氏の辞任届により任期を令和 7 年の、5 月 21 日までとし、後任に以下の 1 名を監査役に選任し、任期を残任期間の、令和 10 年 5 月に開催される定時株主総会までとする。

【監査役及び任期】

監査役	正木　久士	（R6.5.1～R.7.5.21 まで）
監査役	小西　敏文	（R6.5.1～R.10.5 月の株主総会まで）

【変更後監査役及び任期】

監査役	小西　敏文	（R6.5.1～R.10.5 月の株主総会まで）
監査役	大内　義昭	（R7.5.21～R.10.5 月の株主総会まで）

報告第４号

株式会社松野町農林公社に関する報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、下記のとおり報告する。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

記

令和６年度株式会社松野町農林公社事業報告及び決算

株式会社　松　野　町　農　林　公　社

定時株主総会資料

令和 7 年 5 月 21 日　午前 8 時 30 分

松野町総合営農指導拠点施設

本店住所　　松野町大字吉野１６５番地

（０８９５－４２－０３４４）

次　第

１．開　会

２．挨　拶

３．報告事項

第 27 期（令和 6 年度）営業報告の件

４．決議事項

第 1 号議案　第 27 期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

第 2 号議案　取締役選任の件

第 3 号議案　取締役報酬決定の件

第 4 号議案　監査役報酬決定の件

５．協議事項

第 28 期（令和 7 年度）事業計画、収支計画の件

６．閉　会

報告事項

営業報告

第１　一般的事項

１．総　括（第 27 期）[令和 6 年 4 月 1 日より令和 7 年 3 月 31 日]

令和 6 年は年明けから気温が高く、3 月に寒の戻りがあったものの年間を通じて気温の高い状態が続き、年平均気温は全国的にかなり高かった。西日本では年平均気温が最高に、さらに夏、秋の季節平均気温も 1 位の高温となっている。町内では暖冬の影響により梅の収量に影響がでており、越冬したカメムシ被害も多かった。高温障害により果菜類の収量が減少しているとの声もあった。12 月に入ると寒暖は一転し降雪や積雪が多くなった。町内では 3 月後半になっても積雪があり農作物の成長の妨げとなった。

業務は松野町より委託を受けた各施設の管理運営に努めながら、育苗事業、青果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業に取り組んでいる。11 月臨時総会より代表取締役を社員から登用している。

令和 6 年度（第 27 期）松野町農林公社決算では、収入総額 136,279 千円、支出総額 135,915 千円となり、364 千円の純利益を出した。野菜苗の大口注文やキウイ花粉の取扱量の増加、アグリレスキュー事業の五郎丸園地整備とプラス要因はあるものの、過去最低となった梅受入量の影響から減収となっている。また代表取締役の役員報酬増と受託作業の増加による人件費増、燃料費などの増加により減益となっている。

２．主な業務、行事の経過報告

月	日	業　務　・　行　事	月	日	業　務　・　行　事
4	22	研修キュウリ出荷開始　～6/29	9	18	トマト撤去 A 棟　 1/8 収穫開始
5	5	キウイ花粉受入開始　～5/20		19	南紀梅干商談
	7	ファームトマト撤去 7/21 収穫開始		20	JA 高知三崎キュウリ苗 出荷開始
	〃	梅加工場青梅受入開始 ～7/10		22	研修キュウリ出荷開始 ～12/19
	10	立仙種苗店春ナス苗出荷		30	棚卸
	15	立仙種苗店商談	10	9	松野東小学校来社
	23	定時株主総会		23	久留米種苗来社
6	4	梅加工場梅受入開始　～6/30	11	1	役員会
	17	トマト撤去　8/26 収穫開始		19	タキイ農場視察
	19	さくらひめ撤去		25	臨時株主総会 代表取締役変更
	26	ブルーベリー出荷開始　～8/5		28	アグリス来社
7	5	タキイ農場視察	12	6	DCM 商談
	12	立仙種苗店ナス苗 出荷開始～9/13		23	梅役員会
	18	DCM 商談	1	21	農業用廃プラ処理
9	2	研修生受入（竹本雅志）	3	17	LED 付替工事
	12	健康診断		31	棚卸

第２　事業状況

１．育苗事業（製造部門）

大口顧客の注文を維持することで売上を伸ばしている。花野菜苗ともに上位１社が売上の半分を占有しており一極化が懸念される。育苗事業全体での売上額は 51,244 千円となっている。

育苗センター長が代表取締役となったことで少なからず現場担当への負担が増加している。後継者育成も必要となっており正社員の採用が急務となっている。常勤パートについても同様で責任を持って長く勤務していただける人材が必要である。

出荷販売実績

	野 菜 苗		花　苗	
	金　　額	数　量	金　額	数　量
6 年	31,928 千円	193 千本	19,316 千円	305 千本
5 年	30,264 千円	187 千本	18,424 千円	253 千本
4 年	27,611 千円	198 千本	17,762 千円	259 千本

野菜苗生産

立仙種苗店のナス苗がさらに増加している。今シーズンは初めて春定植苗 6,300 本の注文をいただき、これまでの秋定植苗と合わせ 82,400 本の大口注文となった。今後も継続注文をいただいている。栽培期間が重複していた JA 高知県三崎出張所のキュウリ苗についてもメタルベンチの整備による栽培面積の確保により、1,700 本の注文増をいただき 12,400 本となった。2 戸の新規顧客を得たが、高齢で栽培を辞める者や栽培本数を減らす者が目立っている。JA えひめ南についてはキュウリ苗が 4,000 本増加しているが、三間、鬼北支所とも一般販売の野菜苗全般の注文は減少気味で、生産者の減少が見られる。ナス苗が高価格の PC 系に置き換わった（約 80%）こともあり、野菜苗は 31,928 千円の出荷販売となっている。

野菜苗占有率上位

取 引 先	金　　額	数　量	占有率	前年比較	備　　考
立仙種苗店	14,704 千円	83 千本	46.1%	777 千円	
JA えひめ南	4,584 千円	29 千本	14.4%	842 千円	鬼北、三間
JA 高知県	3,245 千円	16 千本	10.2%	12 千円	三崎、西土佐
公社直売	2,186 千円	13 千本	6.8%	△142 千円	育苗施設直売

花苗生産

DCM への出荷は計画納品となっており、若干の変更には対応するものの、ほぼ計画通りの出荷となっている。春夏シーズンは 3 月から 7 月に 51,080 本、秋冬シーズンは 9 月から 12 月に 67,508 本となっている。南宇和店の移転（5/7 閉店、現愛南店）と豊後水道地震による一部店舗への出荷停止があったが、キャンセル分は他店に割り振ってもらったことで出荷数はほぼ前年を維持できた。昨年の秋冬苗に引き続き、今シーズンより春夏苗についてもラベル挿しでの出荷となっている。ラベル代を含めた経費増についての単価交渉は比較的容易であった。土

佐花き園芸市場を通じたマックスバリュ西日本㈱（マルナカ）について春苗 10,000 本、秋苗 10,800 本の注文をいただいている。秋苗出荷が 12 月と DCM を引き継ぐ時期となっており、今後の注文増を狙いたい。花苗の売上額は価格改定もあり 19,316 千円となっている。

JA えひめ南の年金友の会の花苗（年間 150 万円）について今期で取引を終了することになった。

DCM 出荷実績

	金　額	出荷数	占有率
6 年	9,487 千円	118 千本	49.1%
5 年	9,313 千円	121 千本	50.6%
4 年	9,127 千円	113 千本	51.4%

さくらひめ（一番花：1～3 月、二番花：4～6 月）は昨年 10 月に 2,600 本を定植している。二番花は特に病害はなかったものの暑さによりバラつきが出て、花持ちが悪く直売所で回収するものが増えた。販売額は 305 千円となっている。

さくらひめの栽培継続を判断するにあたり、農林水産研究所と協議を重ね、定植時期を早めた三番花採りに変更し、販売機会を増やせないか試すこととした。9 月中旬に 3,120 本を定植するが、管理の甘さから一番花の採取前にチャノホコリダニを蔓延させ市場出荷は断念することとなった。被害をうけた株は直ちに切り返して二番花の準備にはいった。直売所での販売額は 214 千円となっている。

三番花採りが厳しくなったことで他のハウス活用方法を検討する必要がでたため、さくらひめの植替え期間で生産できるメロン栽培をテストすることとした。

さくらひめ出荷状況

	播種年	市 場	直売所他	金　額
6 年	6 年 一番花	出荷なし	214 千円	519 千円
	5 年 二番花	159 千円　@79.0 円	145 千円	
5 年	5 年 一番花	234 千円 @280.0 円	326 千円	696 千円
	4 年 二番花	出荷なし	134 千円	
4 年	4 年 一番花	276 千円 @217.0 円	203 千円	899 千円
	3 年 二番花	214 千円 @115.0 円	204 千円	

２．青果事業（製造部門）

公社のトマト栽培は昨年定植分を 6 月まで収穫し、今期定植分は 8 月からの収穫となっている。今期定植分からすべての苗を黄化葉巻病の抵抗性品種としている。大玉トマトを生産している A 棟では栽培条件がはまったのか 4～6 月の収穫量が例年を大きく上回っている。しかし今期定植分の収穫が始まった直後に青枯れ病が発生し、残りの栽培期間を考え全株植替えを行っている。収穫再開は 1 月となった。植替えの影響は大きかったが収量は 13,763kg となっている。今後は青枯れ病対策として定植後、高温期間の養液循環を掛流しに変更、更に入口での

足裏消毒の徹底を行う予定である。ミニトマトを生産しているB棟では目立った病害もなく例年並みの収穫となった。夏場に裂果が少なかったこともあり収量は4,516kgとなっている。

ファームのトマト栽培は昨年定植分を5月のGW明けまで収穫し、今期定植分は7月からの収穫となっている。ファームについても黄化葉巻病の抵抗性品種に切換えているが、観光農園であることからフルティカ（中玉）の栽培は継続している。4月よりファームの営業日は週4日となっている。これまでもぎとり体験用に一定量のトマトをあえて収穫しないで残していたが、定休日前にこれを収穫することで、収量は3,953kgとなっている。

今年はどこも高温障害があったようで直売所での扱い量が少なかったこともあり、特にみなみくんでは7,172千円と販売額を伸ばしている。トマトの販売額は15,358千円となっている。

トマト出荷状況

	A棟(10a)	B棟(6a)	ファーム(4.6a)	合　計	金　額
6年	13,763kg	4,516kg	3,953kg	22,233kg	15,358千円
5年	14,527kg	4,320kg	3,332kg	22,180kg	14,503千円
4年	16,114kg	4,502kg	3,774kg	24,390kg	15,858千円

キウイの花粉事業について、3戸の花粉農家から207kgの花蕾を受け入れ、果樹研究所分と合わせて2,680gの花粉を精製している。花粉農家からの受入量が増加していない理由として、園地の排水不良やポット栽培での収量が予定量に達していないことが挙げられており、町や県（果樹研究所、指導班）には栽培指導の徹底をいただきたい。精製された花粉は随時冷凍保管し、7月に植物防疫所でかいよう病の検査を行い、9月に㈱アグリスに全量を出荷している。3,095千円の販売額となり、精製料を差し引いた1,984千円を花粉農家と果樹研究所に支払っている。今期より検査頻度を見直すことで作業効率をあげている。生産農家についても1戸増え、3年後からの収穫予定となっている。

花粉出荷状況

	受入量	精製量	販売金額（うち農家精算額）	受入期間
6年	207.8kg	2,680g	3,095千円（1,984千円）	5/5～5/20
5年	215.3kg	1,920g	2,112千円（1,478千円）	5/7～5/19
4年	50.0kg	226g	サンプル配布	5/5～5/10

ブルーベリー栽培は五郎丸園地の終了により虹の森園地のみでの栽培となっている。目立った病害虫はなかったが、栽培面積の減少により収穫量は247kgとなった。市場単価が高く407千円の販売額となっている。ブルーベリー栽培は仕事としての規模を満たさない状態となっているがトマト栽培の閑散期の雇用を維持するために継続が必要である。

ブルーベリー出荷状況

	出　荷　量	金　額	収穫期間
6年	247.4kg	419千円	7/3～8/23
5年	1,074.4kg	1,112千円	6/24～8/3
4年	1,334.0kg	1,630千円	6/22～8/10

３．梅事業（製造部門）

和歌山の在庫過多によるリスク回避のために青梅（青梅の生果)、カリカリ梅（青梅の一次加工品)、冷凍梅（完熟梅の生果を冷凍)、一次加工梅（完熟梅の一次加工品）の 4 商品の構成とし、一次加工梅の割合（前年 97%）を減らすよう計画している。

暖冬の影響で開花がはやく雌しべが無い不完全花が多いうえに、寒の戻りで花が落ちたこともあり、青梅の受入量が 1.6t、完熟梅の受入量が 4.1t で総受入量 5.7t と過去最低となった。収量減は全国的で和歌山でも 6 割減と言われている。品質についても越冬したカメムシの大量発生により格外品が 5 割を超えている。16 戸の梅農家についても「実が全然なく、あってもカメムシにやられているものばかりで収穫しても意味がない。」とのことで 8 戸が出荷を控えられた。

青梅は旭酒造㈱と菓子工房 KAZU に 0.4t を販売している。また今期より㈱大利根漬用にカリカリ梅を生産し 1.2t を出荷している。完熟梅については受入量が少なかったこともあり、ほぼ全量を南紀梅干㈱と㈱東乃匠へ出荷している。出荷数は A 級 23 樽、B 級 49 樽、格外 91 樽、キレ 36 樽で 199 樽（前年 1,931 樽）である。ここ 2 年の在庫過剰時にお世話になった紀の誉食品㈱には出荷できなかったこともあり別途挨拶に伺っている。

それぞれの出荷額は青梅 232 千円、カリカリ梅 697 千円、冷凍梅 152 千円、一次加工梅 1,116 千円となっている。

農家への買取額は、青梅が 450～150 円で 470 千円、完熟梅は A 級 280～150 円、B 級 200～120 円、格外 50 円と商品出荷価格にならって 1.5 倍ほど値上げをしたことにより 564 千円となった。

梅加工場扱い実績

	受入量	受入金額	加工梅出荷量	加工梅出荷金額
6 年	5.7t	1,038 千円	3.2t	1,814 千円
5 年	37.8t	2,540 千円	20.8t	6,897 千円
4 年	76.0t	8,890 千円	39.1t	16,703 千円

生産農家について作業受託等で支援を行っているが、町や梅振興会、関係機関にも栽培指導等で積極的に関わっていただき、安定出荷の後押しをお願いしたい。

４．アグリレスキュー事業（一般管理部門）

農家支援の目的で農作業受託を行っている。今期の作業受託は、様々な気象条件から果樹の生産量が減少しており、それに関する作業依頼も減少しているが、五郎丸の開墾もあり 481 件 21,183 千円となっている。

草刈作業は新規案件の増加と果樹収穫時期に依頼をお断りすることもなかったため 124 件 1,871 千円となった。農家には年間依頼（回数や時期を決め公社都合で実施）の提案を行っている。

水稲作業は田植依頼が増加し 105 件 5,929 千円となった。「田植機を再購入してまでは」という農家が増加しており、稲刈依頼数を考えると今後も増加が予測される。代かきや荒起しのトラクター作業が年々増加しておりトラクターの整備も必要となってきている。今期は圃場条件が良く大きなメンテンス費用は掛かっていない。

桃作業については収穫作業が無かったが、消毒や剪定等は例年どおりで 49 件 651 千円となった。梅作業は収穫作業が 7 割ほど減少したものの、チッパー作業を含んだ剪定数の増加により 73 件 1,259 千円となっている。柚子作業についても地域によって収量が極端に少ない圃場があり収穫作業は 3 割の減少となっているが、チッパー作業を含んだ剪定数が倍増し 79 件 2,977 千円となっている。チッパーが 2 台体制となったことの効果が表れている。

その他の依頼は茶や栗の農地管理や重機作業で、ナンレイの柚子園整備や五郎丸の開墾作業が加わり 51 件 8,494 千円となっている。

		件数	時間依頼	面積依頼	作業賃金	日 数
草刈作業	6 年	124 件	840.5h	1,824.0a	1,871 千円	115 日
	5 年	109 件	735.5h	1,440.0a	1,527 千円	147 日
	4 年	117 件	828.5h	1,456.0a	1,444 千円	81 日
水稲作業	6 年	105 件	0.0h	3,540.0a	5,929 千円	50 日
	5 年	90 件	0.0h	2,907.5a	5,245 千円	45 日
	4 年	90 件	12.0h	2,916.0a	4,249 千円	46 日
桃作業	6 年	49 件	388.0h	685.0a	651 千円	32 日
	5 年	49 件	470.5h	1,226.0a	700 千円	50 日
	4 年	51 件	934.5h	798.0a	1,081 千円	60 日
梅作業	6 年	73 件	658.5h	1,735.0a	1,259 千円	69 日
	5 年	114 件	801.0h	2,979.0a	1,296 千円	80 日
	4 年	192 件	1,059.0h	5,037.0a	1,276 千円	93 日
柚子作業	6 年	79 件	1,612.5h	2,120.0a	2,977 千円	81 日
	5 年	61 件	1,545.0h	1,499.0a	2,471 千円	77 日
	4 年	54 件	751.0h	1,536.0a	1,034 千円	48 日
その他農作業	6 年	51 件	597.5h	871.0a	8,494 千円	88 日
	5 年	28 件	172.0h	300.0a	8,469 千円	63 日
	4 年	53 件	808.5h	489.0a	1,984 千円	74 日

勤務状況の改善のため正社員の募集を検討しているが適切な人材は見当たらず、常勤パートの 1 名増員で対応している。

５．研修事業（一般管理部門）

9 月より研修生（竹本雅志 1 年目）1 名を受け入れ、年 2 回のキュウリ栽培を中心に研修を行っている。スマート農業の時流もあり点滴灌水装置の半自動化を行っている。また栽培方法についても栽培技術が簡素化された「つる下ろし栽培」へ切り替えている。

半促成栽培は 3/14 に定植、4/22 に出荷を開始し 6/29 まで収穫を行い 2.7t 954 千円の売上となっている。研修生がいなかったことと、灌水装置の作り換えのため半月ほど撤去を前倒ししている。抑制栽培は 8/21 に定植、9/17 に出荷を開始し 12/19 まで収穫を行い 1.9t 1,010 千円

の売上となっている。酷暑の影響により徒長が進み、つる下ろし作業を繰り返すばかりで収量は少なかった。また種苗会社の指導により摘心なしのつる下ろしを行うが、実の流れや果実の肥大化が出ており摘心の必要を再確認している。

研修生の希望もあり補完作物として梅や柚子の管理作業をアグリレスキュー隊として行っている。

出荷状況

	半促成栽培	抑制栽培	備考
6年	2,770kg　954千円	1,960kg　1,010千円	
5年	3,965kg　1,313千円	2,505kg　1,048千円	
4年	2,673kg　769千円	1,905kg　699千円	

研修生の募集活動としてえひめ農林漁業振興機構が開催する就業相談会へ参加しているものの、農業研修を目的とした移住者を見つけることは難しく、松野町に興味がある人やUターンを検討している人に向かって活動を行うことが研修生確保に近いと思われる。

援農ボランティアについて1組4人がボランティア登録しており6/13～15に梅収穫作業を行っている。ホームページについてはスマホ対応を行っている。

㈱松野町農林公社人員一覧

（1）役員　　令和7年5月1日現在

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
代表取締役	河野　祐一	常勤	監査役	岡村　俊男	
取締役	岡　正司	使用人兼務	〃	橋田　忠弘	
〃	松本　優	使用人兼務			
〃	入船　功	非常勤			

（2）社員、常勤パート従業員

	氏名	年齢	保険等加入状況			備考
			健康保険	厚生年金	雇用保険	
社員8名	（河野　祐一）	48	○	○		役員
	岡　正司	55	○	○	○	
	松本　優	41	○	○	○	
	入船　信	59	○	○	○	
	宇都宮俊之	51	○	○	○	
	役　和久	51	○	○	○	
	高橋　生司	38	○	○	○	
	竹内　有人	50	○	○	○	
	岡本　新也	42	○	○	○	
育苗パート2名	松下　貴恵	55	○	○	○	
	柳野　都	49	○	○	○	
青果パート2名	本岡　清香	45	○	○	○	
	宮嵜　静香	41	○	○	○	
アグリパート1名	太田　広輝	26	○	○	○	

（3）季節パート（令和6年度実績）

育苗事業9名、青果事業2名、梅事業3名、アグリレスキュー事業13名

決議事項

第１号議案　　第 27 期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

9 頁、決算報告書参照

第２号議案　　取締役選任の件（1 年目／任期 2 年）

第３号議案　　取締役報酬決定の件（1 年目／任期 2 年）

（現行）取締役の報酬総額を 576 万円以内とする。

	報 酬（現行）	報 酬（新）
代表取締役	576 万円	
取締役（兼務役員）	無報酬	
取締役（兼務役員）	無報酬	
取締役	無報酬	

第４号議案　　監査役報酬決定の件（3 年目／任期 4 年）

（現行）監査役の報酬総額を 8 万円以内とする。

	報 酬（現行）	報 酬（新）
監査役	40,000 円	
監査役	40,000 円	

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日 現在　　（単位　円）

資産の部			負債の部		
	今期	前期		今期	前期
【流動資産】	30,106,156	31,206,103	【流動負債】	6,337,941	9,522,400
現金預金	11,145,580	9,390,073	買掛金	2,677,084	2,921,805
未収入金	7,607,093	11,018,043	借入金		
有価証券	508,000	508,000	未払金	2,623,589	5,130,830
商品	7,997,518	7,915,730	預り金	853,768	1,286,265
原材料	2,426,820	2,127,192	未払法人税等	183,500	183,500
仕掛品	457,375	305,195	【固定負債】	4,683,910	3,099,690
前払費用	11,000	16,500	長期リース未払金	4,683,910	3,099,690
預け金	7,170	7,170			
貸倒引当金	△54,400	△81,800			
【固定資産】	11,984,702	12,120,350			
			負債合計	11,021,851	12,622,090
（有形固定資産）			純資産の部		
建物	3	14,271		今期	前期
構築物	4,018,103	4,710,544	【株主資本】	31,069,007	30,704,363
機械装置	2,856,174	3,809,978	（資本金）	45,000,000	45,000,000
車両運搬具	16,659	27,763	（利益剰余金）	△13,930,993	△14,295,637
工具器具備品	89,853	138,104	繰越利益剰余金	△13,930,993	△14,295,637
リース資産	4,683,910	3,099,690			
（投資等その他）					
出資金	320,000	320,000			
			純資産合計	31,069,007	30,704,363
資産合計	42,090,858	43,326,453	負債・純資産合計	42,090,858	43,326,453

損　益　計　算　書

令和 6 年 4 月 1 日 ～　令和 7 年 3 月 31 日　　（単位　円）

	今　期		前　期	
【売上高】				
育苗売上	51,244,565		48,689,220	
青果売上	21,874,126		20,728,234	
梅売上	3,191,096		8,576,801	
作業売上	21,183,428		19,711,231	
研修売上	1,966,834	99,460,049	2,361,267	100,066,753
【売上原価】				
仕入高	135,174		153,781	
当期製品製造原価	74,520,948	74,656,122	77,160,388	77,314,169
売上総利益		24,803,927		22,752,584
【販売費及び一般管理費】		61,065,299		53,311,168
営業損失		△36,261,372		△30,558,584
【営業外収益】				
受取利息	12,258		115	
受取配当金	44,000		40,000	
雑収入	3,381,477		3,283,805	
委託料	24,000,000		24,000,000	
補助金	9,354,794	36,792,529	10,227,346	37,551,266
【営業外費用】				
支払利息			40,256	
雑損失	1,800	1,800	967	41,223
経常利益		529,357		6,951,459
【特別利益】				
貸倒引当金戻入額	27,400	27,400	139,700	139,700
【特別損失】				
固定資産除却損			1	
固定資産圧縮損			1,014,872	1,014,873
税引前当期純利益		556,757		6,076,286
法人税等		192,113		189,641
当期純利益		364,644		5,886,645

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日　　（単位　円）

科　目　名	今　期	前　期
役　員　報　酬	2,438,000	60,000
給　料　手　当	18,703,754	15,770,188
法　定　福　利　費	4,394,687	3,372,910
福　利　厚　生　費	1,766,583	1,649,566
賞　　与	6,724,650	6,228,500
広　告　宣　伝　費	56,100	419,000
販　売　燃　料　費	3,234,080	3,538,455
旅　費　交　通　費	241,845	184,915
通　　信　　費	349,576	360,212
水　道　光　熱　費	748,678	730,667
農　　具　　費	254,220	155,070
消　耗　品　費	1,977,465	1,452,604
保　　険　　料	416,632	462,030
事　務　用　品　費	96,194	124,180
立　替　資　材　代	467,800	659,190
支　払　消　費　税	6,155,100	6,219,700
租　税　公　課	291,715	306,046
交　際　接　待　費	10,135	13,384
土　地　借　上　料	243,100	243,100
減　価　償　却　費	3,574,248	3,355,917
賃　　借　　料	1,085,354	1,100,078
支　払　手　数　料	4,485,538	4,227,811
諸　　会　　費	130,106	106,400
事　　務　　費	1,070,405	1,047,712
衛　　生　　費	516,208	173,030
援農ボラ雑費	79,720	63,800
新　聞　図　書　費	31,692	27,876
雑　　費	1,521,714	1,258,827
合　　計	61,065,299	53,311,168

製 造 原 価 報 告 書

令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日　　（単位　円）

	今　期		前　期	
【材 料 費】				
種　　苗　　費	9,032,713		7,991,529	
肥　　料　　費	4,980,770		4,377,646	
農　　薬　　費	1,213,348		899,658	
諸　材　料　費	4,675,205		4,238,512	
花　　蕾　　費	1,984,776		1,478,400	
梅　　費	972,332	22,859,144	2,294,044	21,279,789
【労 務 費】				
給　料　手　当	34,239,892		37,494,057	
法 定 福 利 費	5,259,181	39,499,073	4,673,172	42,167,229
【外 注 費】				
委　　託　　料	365,417	365,417	1,301,540	1,301,540
【経　　費】				
水　　道　　費	593,650		559,765	
修　　繕　　費	1,680,115		3,450,079	
電　　力　　費	2,610,822		2,461,215	
燃　　料　　費	6,912,727	11,797,314	5,940,771	12,411,830
当期製品製造原価		74,520,948		77,160,388

【監査報告】

監査の結果いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

令和 7 年 5 月 12 日

監査役　　岡　村　　俊　男

監査役　　橋　田　　忠　弘

報告第５号

フォレスト株式会社に関する報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、下記のとおり報告する。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

記

令和６年度フォレスト株式会社事業報告及び決算

フォレスト株式会社

定時株主総会資料

令和 7 年 5 月 27 日　午前 10 時 00 分

松野町役場　2 階第 1・2 会議室

本店住所　　松野町大字豊岡４４６５番地

（０８９５－４２－１６６８）

次　第

１．開　会

２．挨　拶

３．報告事項

第２期（令和６年度）営業報告の件

４．決議事項

第１号議案　第１期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

第２号議案　取締役・監査役報酬決定の件

５．協議事項

第３期（令和７年度）事業計画、収支計画の件

６．閉　会

報告事項

営業報告

第１　一般的事項

第１－１．総　括（第２期）［令和６年４月１日より令和７年３月 31 日］

当社は、『森林の循環を回復する』をミッションに掲げ事業を行っています。主たる営利事業は「薪製造販売事業」であり、本事業を推進する中で以下３点の指針を重視してまいりました。

指針①　森林の循環：森林資源が豊富なこの地の自然を守るために、間伐時に発生する未利用材を薪に加工し、持続可能なエネルギー源として提供します。

指針②　経済の循環：未利用材を購入時に林家さんに支払う代金の半分を町内で利用できる薪商品券として提供し、地域の経済の活性化に寄与します。

指針③　地域の人々との協力：地域の人々と連携し、地域の環境保全や林業の後継者育成、持続可能なエネルギーの普及に取り組みます。

上記指針に則り、令和６年度は以下の施策を重点的に展開してまいりました。

施策①　収益の改善/品質の向上を目的とした製造工程の効率化

施策②　将来的な森林整備事業の展開に向けた人材育成

施策③　林福連携の推進による地域との連携強化

施策①により、製造工程の効率化が進展し、原木受入れ量/薪製造量ともに過去最高となりました。施策②として、南予森林アカデミーに１名派遣し技術を習得するとともに、年度後半には森林整備に着手することができました。また、施策③では、宇和島福祉協会と林福連携を推進し３名の方が薪の製造に携わっていただいております。

事業面は、収入総額２３，１９９千円、支出総額２２，９８２千円となり、２１７千円の純利益となりました。

第１－２．主な業務、行事の経過報告

月	日	業　務　・　行　事
4		地域おこし協力隊受入れ開始
5	30	第１期定時株主総会
		南予森林アカデミーに１名派遣（4 月～7 月）　施策②
		第２回フォレストカレッジ開催（菊地林業 菊池俊一郎氏講演会）
6		新型薪割フィーダー導入、運用開始　施策①
10	1	宇和島福祉協会とフォレスト（株）間で請負契約を締結　　施策③
11	25	第２期半期臨時株主総会
1		林福連携を前提とした工程に大幅変更　　施策①③
2		地域おこし協力隊退任
3		フォレスト（株）初の森林整備を実施　　施策②

第２　事業状況

第２－１．売上

● 売上全体

本年度の売上は 16,013 千円であり、前年度（14,228 千円）から約 13%増加しました。これは、施策①「収益改善・品質向上を目的とした製造工程の効率化」を展開したことにより、天候不順で他社が薪を供給できない時期にも安定供給体制を構築できたことが要因の一つです。この安定供給体制が事業所側に認知され、期中より事業所側からの要望に応じて定期供給する薪の量を増やした結果、売上増加につながりました。

売上推移

	売上
令和６年度	16,013 千円
令和５年度	14,228 千円
令和４年度	6,772 千円
令和３年度	5,461 千円
令和２年度	6,400 千円

※令和５年度は「森の国まきステーション」の上期実績と上記フォレスト株式会社の実績の合算値となっています。以降の文中の令和５年度データは上記同様です。

● 領域別売上

温浴施設を運営している事業所向けの売上は１５，０８０千円（構成比９４％）、冬季の薪ストーブユーザーを対象とした個人向けの売上は９３３千円（構成比６％）となりました。薪の売上は季節要因が大きく、夏季は減少し冬季に増加する傾向があります。事業所向けの売上は、季節要因による若干の変動はあるものの年間を通じて安定的に確保できます。一方で、個人向けの売上の大半は冬季に集中します。事業所向けの売上は、経営の安定に大きく寄与するため、今後も注力いたします。

売上実績　※注 1 第 1 期は令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月

	第２期（令和６年度）		第１期　※注 1	
	売上	割合	売上	割合
全体	16,013 千円	100.0%	8,648 千円	100.0%
内　事業所向け	15,080 千円	94.0%	7,689 千円	88.9%
内　個人向け	933 千円	6.0%	931 千円	10.8%
その他	－	－	27 千円	0.3%

第２－２．原木受入量

「指針①　森林の循環」の量的指標として間伐時に発生する未利用材の受入量で示します。本年度の原木受入量は、過去最高の７３６トンとなりました。一方で、松野町から受入れは３４６トン（４７％）とであり、前年度の４０７トン（６６％）から減少しました。減少した要因は、松野町内林家の減少/高齢化によるものです。本年度は、施策②「将来的な森林整備事業の展開に向けた人材育成」を展開し、フォレスト株式会社が初めて実施した森林整備により２０トンの原木を受入れすることができました。今後も施策を継続することにより松野町内の林家の育成と町内からの受入量を確保していきます。

受入量推移

	上期	下期	合計
令和６年度	332 ﾄﾝ	404 ﾄﾝ	736 ﾄﾝ
令和５年度	356 ﾄﾝ	261 ﾄﾝ	617 ﾄﾝ
令和４年度	120 ﾄﾝ	208 ﾄﾝ	328 ﾄﾝ
令和３年度	91 ﾄﾝ	215 ﾄﾝ	306 ﾄﾝ
令和２年度	161 ﾄﾝ	95 ﾄﾝ	256 ﾄﾝ

第２－３．口座振込額/商品券発行額

「指針②　経済の循環」の量的指標として林家さんの口座への振込額と商品券発行額の推移を示します。松野町内で利用できる商品券の発行額は約２２６万円となっており、地域の経済活性化に寄与いたしました。

口座振込額/商品券発行額推移

	口座振込額	商品券発行額
令和６年度	3,330,104 円	2,262,000 円
令和５年度	3,098,524 円	1,993,000 円
令和４年度	1,365,849 円	1,093,000 円
令和３年度	1,158,506 円	992,500 円
令和２年度	938,880 円	805,500 円

第２－４．

「指針③　地域の人々との協力」の実績は、以下の通りです。

・　林福連携の推進：宇和島福祉協会から３名の方が薪の製造現場で活躍中。

・　林業の後継者育成：南予森林アカデミーを１名終了。地域おこし協力隊１名は任期途中で退任。

林福連携は着実に進捗しましたが、林業の後継者育成は計画未達となりました。林業後継者の人材確保は喫緊の課題であると認識して対応してまいります。

第２－５　人員構成

フォレスト株式会社人員一覧

（１）役員　　令和７年５月１日現在

役　職　名	氏　　名	役　職　名	氏　　名
代表取締役	河野　亮二	監　査　役	岡村　俊男
取　締　役	坂本　　浩	〃	橋田　忠弘
〃	杉本　　光		
〃	河野　祐一		

（２）社員、アルバイト一覧

	氏名	保険等加入状況			備考
		健康保険	厚生年金	雇用保険	
社員　１名	前田　雅俊	○	○	○	
アルバイト２名	金谷　恒夫				
	滝本　英敏				
請負３名 宇和島福祉協会	中村　龍太郎	－	－	－	
	衛藤　実	－	－	－	
	山本　修平	－	－	－	

決議事項

第１号議案　　第１期貸借対照表、損益計算書及び損益金処理案承認の件

次頁、決算報告書参照

第２号議案　取締役・監査役報酬決定の件

	報酬（現行）	報酬（新）
代　表　取　締　役	2,898,000 円/年	3,048,000 円/年
取　締　役	無報酬	無報酬
監　査　役	60,000 円 １人あたり：30,000 円/年	60,000 円 １人あたり：30,000 円/年

貸 借 対 照 表

令和７年３月 31 日 現在

フォレスト株式会社　　（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【14,048,759】	【流動負債】	【2,827,601】
現金・預金	9,942,183	買掛金	499,000
売掛金	1,410,530	短期借入金	62,000
未収入金	71,364	未払金	1,376,904
商品	2,617,382	預かり商品券	50,000
仮払金	18,300	未払費用	646,819
貸倒引当金	△11,000	預り金	118,040
【固定資産】	【504,109】	繰延税金負債	39,138
（有形固定資産）	（494,109）	未払法人税等	35,700
建物付属設備	494,109	負債の部合計	2,827,601
（投資その他の資産）	（10,000）	純資産の部	
出資金	10,000	【株主資本】	【11,725,267】
		資本金	8,900,000
		利益剰余金	2,825,267
		その他利益剰余金	2,825,267
		繰越利益剰余金	2,825,267
		純資産の部合計	11,725,267
資産の部合計	14,552,868	負債純資産の部合計	14,552,868

損　益　計　算　書

自　令和　６年　４月　　１日

至　令和　７年　３月　３１日

フォレスト株式会社　　（単位：円）

科　　目	金　　額	
【売上高】		
売　　上　　高	16,013,187	
売上返品・値引き	△8,800	16,004,387
【売上原価】		
期首商品棚卸高	1,843,972	
仕　　入　　高	5,629,724	
期末商品棚卸高	2,617,382	4,856,314
売上総利益		11,148,073
【販売費及び一般管理費】		17,057,228
営業損失		△5,909,155
【営業外収益】		
受取利息	6,970	
雑　　収　　入	7,011,870	7,018,840
【営業外費用】		0
経常利益		1,109,685
【特別利益】		0
	175,320	175,320
【特別損失】		0
税引前当期純利		1,285,005
法人税、住民税		803,961
法人税等調整額		264,072
当期純利益		216,972

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

令和 7 年 3 月 31 日 現在

フォレスト株式会社　　（単位：円）

科目	金額	
役員報酬	2,988,000	
給料賃金	2,523,511	
法定福利費	898,501	
雑給	2,201,362	
福利厚生費	102,810	
賞与	388,500	
広告費	550,000	
車両費	924,381	
旅費交通費	137,308	
研修採用費	29,590	
業務委託料	330,093	
通信費	230,586	
水道光熱費	527,159	
備品・消耗品費	1,974,225	
修繕費	1,284,851	
保険料	182,974	
支払消費税	294,300	
租税公課	172,205	
地代家賃	330,000	
減価償却費	351,479	
賃借料	68,706	
支払手数料	40,087	
支払報酬	468,300	
諸会費	33,000	
雑費	25,300	
販売費・一般管理費		17,057,228

【監査報告】

監査の結果いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

令和 7 年 5 月 26 日

監査役　　岡　村　　俊　男

監査役　　橋　田　　忠　弘

協議事項

第３期（令和７年度）事業計画案

当社の持続的成長は、森林の循環の促進、林家や地域経済の活性化にもつながると認識しております。持続的成長のためには、定常的に未利用材の受入量を確保し顧客に安定供給することが必須であると言えます。本年度は、中長期視点にも立って以下の事業を実施します。

事業	内容
薪製造販売業の推進	大口事業者への薪の安定供給を拡大する。 ✓ 製造工程の歩留まり改善を推進し製造原価低減を行う。 ✓ 大口事業者からの要望（薪の定期供給量増）に対応できる生産効率の高い生産体制を構築する。 ✓ 定期供給量増に対応した配送体制を構築する。 ✓ 廃材を利用した乾燥施設を整備する。 個人向けの販売を拡大する。 ✓ 商工会と協力しネットショップを開設する
森林整備事業の推進	新規森林整備部門を整備し事業化する。 ✓ 社外の協力も得ながら森林整備の体制を構築する。 ✓ 用材出荷/薪用出荷（社内）を含めた新たな事業モデルを検証する。 ✓ 人材獲得に向けた採用活動を外部発注も含めて開始する。
林福連携事業の推進	林福連携にて木工製品事業に向け着手する。 ✓ 仕上げ工程用に設備を導入する ✓ 社会福祉法人宗友福祉会と協力し事業化に向けたテストを開始する
林業普及事業の推進	林業/林業関連事業に関わる人を増やし、将来的な林業従事者の増加に繋げる。 ✓ 松野町内外に講演会やワークショップを通じて林業の魅力を発信する。 ✓ SNS を活用し自社の魅力を発信するとともに人材獲得にも貢献する。

第３期（令和７年度）収支計画案

収　　入　27,000 千円

支　　出　27,000 千円

収入の部　　支出の部　　（単位：円）

事業名	金額	科目	金額
薪製造販売事業	17,000,000	役員報酬	3,108,000
森林整備事業	500,000	賃金	2,642,000
林福連携事業	500,000	賞与	400,000
事業補助金	9,000,000	法定福利費	920,000
		雑給	2,600,000
		法定厚生費	200,000
		仕入高	6,800,000
		車両費	1,050,000
		研修採用費	200,000
		業務委託費	500,000
		広告宣伝費	300,000
		支払手数料	60,000
		支払報酬	500,000
		修繕費	3,500,000
		水道光熱費	780,000
		地代家賃	330,000
		通信費	300,000
		備品・消耗品費	2,590,000
		旅費交通費	180,000
		予備費	40,000
合計	27,000,000	合計	27,000,000

報告第６号

令和６年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和６年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月13日提出

松野町長　坂　本　　浩

令和６年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	防災情報等伝達設備更新事業	427,005,000	427,005,000	0	0	0	418,500,000	0	8,505,000
		携帯電話等エリア整備事業	21,015,000	21,015,000	0	6,992,000	5,593,000	8,000,000	0	430,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業・こども加算分	5,058,000	5,058,000	0	5,058,000	0	0	0	0
		住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金事業・こども加算分	1,481,000	1,481,000	0	1,481,000	0	0	0	0
4 衛生費	2 清掃費	塵芥車購入事業	12,835,000	12,835,000	0	0	0	12,000,000	0	835,000
7 商工費	2 商工費	森の国松野町地域応援商品券配布事業	20,184,000	20,184,000	0	20,184,000	0	0	0	0
		松野町エネルギー価格等高騰対策事業者支援補助金	8,900,000	8,900,000	0	4,319,000	0	0	0	4,581,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業（町道三原線改良事業外１件）	10,398,000	10,398,000	0	6,044,000	0	4,200,000	0	154,000
	3 河川費	がけ崩れ防災事業（上家地８－２外１件）	21,192,000	21,192,000	0	0	12,143,000	8,900,000	0	149,000
10 教育課	4 社会教育費	町内重要文化的景観環境整備事業	964,000	964,000	0	0	0	900,000	0	64,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	町道奥野川遊鶴羽線道路災害復旧事業	5,400,000	5,400,000	0	3,160,000	0	2,200,000	0	40,000
合計			534,432,000	534,432,000	0	47,238,000	17,736,000	454,700,000	0	14,758,000

令和７年６月13日提出

松野町長　坂　本　　浩

承認第１号

専決処分の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

記

令和７年５月３０日専決処分　令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

告示第６０号

町　第１８２号

専　決　処　分　書

令和６年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年５月30日専決処分

松野町長　坂　本　　浩

令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

１　特別会計補正予算総則

２　歳入歳出予算補正

３　補正予算に関する説明書

⑴　歳入歳出補正予算事項別明細書

令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度松野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,572千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年５月30日専決処分

松野町長　坂　本　　浩

令和 7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に関する説明書

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 諸収入		2	３４，４１４	３４，４１６
	1. 貸付金元利収入	2	３４，４１４	３４，４１６
歳　入　合　計		１５８	３４，４１４	３４，５７２

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰上充用金		0	３４，４１４	３４，４１４
	1. 繰上充用金	0	３４，４１４	３４，４１４
歳　　出　　合　　計		１５８	３４，４１４	３４，５７２

1.総　括

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
2.諸収入	2	３４，４１４	３４，４１６
歳　　入　　合　　計	１５８	３４，４１４	３４，５７２

住宅新築

（歳出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
4. 繰上充用金	0	34,414	34,414			34,414	
歳　出　合　計	158	34,414	34,572			34,414	

2.歳　入

2 款　諸収入　　1 項　貸付金元利収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区　分	金　額		
1.貸付金元利収入	2	34,414	34,416	1.滞納繰越分	34,414	・滞納繰越分	34,414
計	2	34,414	34,416				
2 款合計	2	34,414	34,416				

歳入合計	158	34,414	34,572				

3.歳　出

4 款　繰上充用金　　1 項　繰上充用金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.繰上充用金	0	34,414	34,414			34,414		21.補償、補填及び賠償金	34,414	・前年度繰上充用金	34,414
計	0	34,414	34,414			34,414					
4 款合計	0	34,414	34,414			34,414					

歳出合計	158	34,414	34,572			34,414				

承認第２号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂本　浩

記

令和７年３月３１日専決処分　松野町税条例の一部を改正する条例

告示第３４号

専　決　処　分　書

松野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日専決処分

松野町長　坂本　浩

松野町条例第１６号

松野町税条例の一部を改正する条例

松野町税条例（昭和 40 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の３中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の２第１項ただし書中「若しくは法第 314 条の２第４項」を「、法第 314 条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の３の２第１項第３号及び第 36 条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第 10 項中「第２条第 15 項」を「第２条第 16 項」に改める。

第 36 条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当

等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 63 条の２第１項第１号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 82 条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの　年額　2,000 円

第 89 条第２項第２号中「第２条第 15 項」を「第２条第 16 項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第 82 条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の３第２項第１号中「第２条第 15 項」を「第２条第 16 項」に改める。

第 149 条第１号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 16 条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の２の２　令和８年４月１日以後に第 92 条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料

の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の２の規定により製造たばこみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の２の規定により製造たばこみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第 34 条の２、第 36 条の２第１項ただし書、第 36 条の３の２第１項第３号及び第 36 条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

(2)　附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

(3)　第18条及び第18条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の松野町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第３条　新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和７年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第36条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の松野町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条　新条例第 82 条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月 30 日までの間に、松野町税条例第 92 条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第 16 条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　松野町税条例第 94 条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第 16 条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第３号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂本　浩

記

令和７年３月３１日専決処分　松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

告示第３５号

専　決　処　分　書

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日専決処分

松野町長　坂本　浩

松野町条例第１７号

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松野町国民健康保険税条例（平成 30 年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第３項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第１項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第２号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第３号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の松野町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第４５号

宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更
及び規約の変更について

地方自治法第２８６条第１項の規定により、別紙のとおり関係市町と協議のうえ、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務及び宇和島地区広域事務組合規約を変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

（提出理由）

登録ヘルパー派遣事業所の設置及び管理運営に関する事務の廃止並びに消防施設等の建設費及び管理運営費に係る分賦金割合を新たに定め、これらに伴う所要の改正を行うもの。

共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書（案）

地方自治法第286条第１項の規定により、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務及び宇和島地区広域事務組合規約を次のとおり変更する。

１　変更内容

（１）共同処理する事務の変更の内容

登録ヘルパー派遣事業所の設置及び管理運営に関する事務（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）の廃止

（２）規約変更の内容

別紙のとおり

２　変更年月日

愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

令和７年６月１３日

宇和島市長　　岡　原　文　彰

松野町長　　坂　本　　浩

鬼北町長　　兵　頭　誠　亀

愛南町長　　中　村　維　伯

別紙

宇和島地区広域事務組合規約の一部を改正する規約（案）

宇和島地区広域事務組合規約（昭和48年4月1日愛媛県指令地第264号）の一部を次のように改正する。

第3条中第17号から第20号までを次のように改める。

（17）から(20)まで　削除

第3条の2中「、第6号及び第18号」を「及び第6号」に改める。

別表第2項中第9号から第11号までを次のように改める。

（9）から(11)まで　削除

別表第2項に次の1号を加える。

（19）消防施設等（第3条第11号、第13号及び第14号関係）

	割　　合	
1　建設費	1　地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定される関係市町の当該年度の消防費に係る基準財政需要額割	40％
	2　関係市町人口割	60％
2　管理運営費	1　地方交付税法第11条の規定により算定される関係市町の当該年度の消防費に係る基準財政需要額割	40％
	2　関係市町人口割	60％

別表中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附　則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

議案第４６号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条の規定に基づき、本町の辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

総　合　整　備　計　画　書

愛媛県松野町　上家地・葛川辺地
（辺地の人口52人、面積10.08㎢）

1　辺地の概況

⑴　辺地を構成する町又は字の名称　　大字上家地・大字吉野（葛川）
⑵　地域の中心の位置　　大字吉野（葛川）
⑶　辺地度点数　　138点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

⑴　辺地の地勢

当該辺地は、町の南東部に位置し、町の中心から離れること10km余り、高知県との県境山間地帯に住居が点在するへき地である。

地域内は公共施設が乏しく、他地域との連絡道路の整備が遅れ、また、近年では、劣化による生活道の舗装や橋梁の修繕が必要になるなど、不便な生活環境となっており、人口も減少傾向で推移しているため、地域の崩壊を防止する対策が急務となっている。

⑵　施設の整備を図ることが特に必要である事情

橋梁（葛川沈下橋、駄馬橋、成畑橋、稲谷橋、宮ノ前橋）

本橋梁は、点検の結果、劣化により修繕が必要となっている。

このため、本橋梁を修繕することにより、地元住民に対して安全で安心な道路サービスを提供するとともに、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図る。

3　公共的施設の整備計画

令和７年度から令和11年度まで　５年間

（単位：千円）

区　分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
事業主体名			特定財源	一般財源	
施設名					
橋梁	松野町	57,000	37,304	19,696	19,200
合　計		57,000	37,304	19,696	19,200

議案第４７号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

提　案　理　由

松野町特別職報酬等審議会の答申を受け、町長及び副町長の給料月額の１０分の１を１か月間減額するもの。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和３７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（給料月額に関する特例措置）

８　令和７年７月１日から令和７年７月３１日までの間、町長及び副町長の給料月額については、第３条の規定にかかわらず、同条の規定による支給されることとなる額から１００分の１０に相当する額を減じた額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４８号

松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

提　案　理　由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者、投票立会人等の報酬額を見直すもの。

松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１投票管理者の項中「１２，８００円」を「１４，５００円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「１１，３００円」を「１２，８００円」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表投票立会人の項中「１０，９００円」を「１２，４００円。ただし、従事時間が６時間未満の場合は、６，２００円とする。」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「９，６００円」を「１０，９００円。ただし、従事時間が６時間未満の場合は、５，４５０円とする。」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４９号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

提　案　理　由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、関係条例の整備を行うもの。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の４を第１７条の５とする。

第１７条の３第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１７条の４とする。

第１７条の２の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１７条の３　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）第２０条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）　職員の育児休業等に関する条例第２０条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の３第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第５０号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　　坂　本　　浩

提　案　理　由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、関係条例の整備を行うもの。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３項まで」の次に「及び第５項」を加える。

第１６条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員を除く。」を「地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。」に改める。

第１７条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１７条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であっ

て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１７条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１７条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

（２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１７条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第１８条第１項中「除く。）が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第１９条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第１９条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第１７条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第５１号

松野町国民健康保険税条例の一部改正について

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

提　案　理　由

保険料水準の県内統一を図るため、「愛媛県国保運営方針」に則り保険税資産割の税率を２分の１にするもの。

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松野町国民健康保険税条例（平成３０年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の３５」を「１００分の１７．５」に改める。
第７条中「１００分の９」を「１００分の４．５」に改める。
第９条中「１００分の８」を「１００分の４」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第５２号

動産の買入れについて

次のとおり、動産を買い入れるものとする。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

１　買 入 物 件　　ＧＩＧＡスクール用端末（ＣｈｒｏｍｅＯＳ）　２２７台

２　契約の相手方　　愛媛県宇和島市坂下津甲４０７番地９１
四国通建株式会社　宇和島営業所
所長　兵頭　範敏

３　契 約 の 方 法　　随意契約

４　買 入 価 格　　１１，９８５，６００円

議案第５３号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年松野町条例第５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月１３日提出

松野町長　坂　本　　浩

１　契約の目的　　松野町隣保館建設工事

２　契約の金額　　一金９６，２５０，０００円

３　契約の相手方　　愛媛県北宇和郡松野町大字松丸３９９番地
株式会社松野建設
代表取締役　山　口　しおり

４　契約の方法　　指名競争入札

議案第54号

令和７年度松野町一般会計補正予算（第１号）

１　一般会計補正予算総則

２　歳入歳出予算補正

３　地方債補正

４　補正予算に関する説明書

⑴　歳入歳出補正予算事項別明細書

⑵　給与費明細書

議案第54号

令和７年度松野町一般会計補正予算（第１号）

令和７年度松野町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,295,822千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年６月13日提出

松野町長　坂　本　　浩

令和 7年度松野町一般会計予算に関する説明書

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		３９３，３７９	６，０６５	３９９，４４４
	2. 国庫補助金	２４５，４０３	６，０６５	２５１，４６８
19. 繰越金		５，０００	１０，４５８	１５，４５８
	1. 繰越金	５，０００	１０，４５８	１５，４５８
20. 諸収入		７０，３１２	９９９	７１，３１１
	5. 雑入	５３，１９２	９９９	５４，１９１
21. 町債		４９１，０００	３００	４９１，３００
	1. 町債	４９１，０００	３００	４９１，３００
歳　入　合　計		４，２７８，０００	１７，８２２	４，２９５，８２２

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 総務費		１，０８４，３２４	１，７８１	１，０８６，１０５
	1. 総務管理費	１，０１４，３４６	６９９	１，０１５，０４５
	2. 徴税費	２８，２５１	１７２	２８，４２３
	3. 戸籍住民基本台帳費	２５，００９	９１０	２５，９１９
3. 民生費		１，００６，５０８	３，９６８	１，０１０，４７６
	1. 社会福祉費	７９０，８４４	△５７６	７９０，２６８
	2. 児童福祉費	２１５，６６２	４，５４４	２２０，２０６
4. 衛生費		１９２，２８４	△１，６００	１９０，６８４
	1. 保健衛生費	１５５，８０１	△１，６００	１５４，２０１
6. 農林水産業費		３７０，７８５	１，８０５	３７２，５９０
	1. 農業費	２６７，２７６	１，８０５	２６９，０８１
8. 土木費		４０６，６６０	７，９９２	４１４，６５２
	1. 土木管理費	９，８０１	１０８	９，９０９
	2. 道路橋梁費	２３２，８３８	２，８４４	２３５，６８２
	4. 住宅費	３７，５８７	５，０４０	４２，６２７
10. 教育費		３７７，２３３	３，８７６	３８１，１０９
	1. 教育総務費	１１４，９２８	６，３２１	１２１，２４９

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	4. 社会教育費	９２，９６２	△２，７１２	９０，２５０
	5. 保健体育費	９３，７９３	２６７	９４，０６０
歳　　出　　合　　計		４，２７８，０００	１７，８２２	４，２９５，８２２

令和 7年度
変　更

第　2　表　　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	２２０，８００	証書借入又は証券発行	年3.00％以内（但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	２２１，１００	証書借入又は証券発行	年3.00％以内（但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14. 国庫支出金	３９３，３７９	６，０６５	３９９，４４４
19. 繰越金	５，０００	１０，４５８	１５，４５８
20. 諸収入	７０，３１２	９９９	７１，３１１
21. 町債	４９１，０００	３００	４９１，３００
歳　入　合　計	４，２７８，０００	１７，８２２	４，２９５，８２２

（歳出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
2. 総務費	1,084,324	1,781	1,086,105	1,990		999	△1,208
3. 民生費	1,006,508	3,968	1,010,476				3,968
4. 衛生費	192,284	△1,600	190,684				△1,600
6. 農林水産業費	370,785	1,805	372,590		300		1,505
8. 土木費	406,660	7,992	414,652				7,992
10. 教育費	377,233	3,876	381,109	4,075			△199
歳　出　合　計	4,278,000	17,822	4,295,822	6,065	300	999	10,458

2.歳　入

14 款　国庫支出金　　2 項　国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1.総務費国庫補助金	100,525	1,990	102,515	4.電算管理費補助金	1,990	・新しい地方経済・生活環境創生交付金	1,990
6.教育費国庫補助金	91	4,075	4,166	3.事務局費補助金	4,075	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	4,075
計	245,403	6,065	251,468				
14 款合計	393,379	6,065	399,444				

19 款　繰越金　　1 項　繰越金

1.繰越金	5,000	10,458	15,458	1.前年度繰越金	10,458	・前年度繰越金	10,458
計	5,000	10,458	15,458				
19 款合計	5,000	10,458	15,458				

20 款　諸収入　　5 項　雑入

1.雑入	53,192	999	54,191	22.人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	999	・人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	999
計	53,192	999	54,191				
20 款合計	70,312	999	71,311				

21 款　町債　　1 項　町債

1.過疎対策事業債	325,600	300	325,900	1.過疎対策事業債	300	・過疎対策事業債（ハード事業分）	300

21 款　町債　　1 項　町債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区　分	金　額	
計	491,000	300	491,300			
21 款合計	491,000	300	491,300			

歳入合計	4,278,000	17,822	4,295,822			

3.歳　出

2 款　総務費　　1 項　総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国県支出金	地方債	その他					
1.一般管理費	409,067	△4,280	404,787				△4,280	2.給料	△5,000	・一般職給	△5,000
								3.職員手当等	720	・扶養手当 ・単身赴任手当	180 540
7.企画費	323,486	999	324,485			999		7.報償費	497	・マツノイズム高校事業協力者謝礼	497
								12.委託料	502	・未来の大人応援プロジェクトアドバイザー業務委託料	502
13.電算管理費	209,500	3,980	213,480	1,990			1,990	12.委託料	3,980	・デジタル申請支援業務委託料	3,980
計	1,014,346	699	1,015,045	1,990		999	△2,290				

2 款　総務費　　2 項　徴税費

1.税務総務費	15,178	172	15,350				172	2.給料	127	・一般職給	127
								3.職員手当等	45	・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	24 21
計	28,251	172	28,423				172				

2 款　総務費　　3 項　戸籍住民基本台帳費

1.戸籍住民基本台帳費	25,009	910	25,919				910	2.給料	706	・一般職給	706
								3.職員手当等	204	・一般職期末手当	204
計	25,009	910	25,919				910				

2 款　総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 款合計	1,084,324	1,781	1,086,105	1,990		999	△1,208			

3 款　民生費　　1 項　社会福祉費

1. 社会福祉総務費	108,831	△2,840	105,991				△2,840	2. 給料	△1,300	・一般職給　△1,300
								3. 職員手当等	△1,040	・扶養手当　△276 ・住居手当　△174 ・一般職期末手当　△300 ・一般職勤勉手当　△290
								4. 共済費	△500	・一般職員共済組合負担金　△500
2. 国民年金事務費	5,925	△51	5,874				△51	2. 給料	△200	・一般職給　△200
								3. 職員手当等	149	・住居手当　131 ・一般職通勤手当　18
3. 老人福祉費	191,445	2,315	193,760				2,315	2. 給料	1,330	・一般職給　1,330
								3. 職員手当等	682	・管理職手当　375 ・扶養手当　△200 ・住居手当　△96 ・一般職期末手当　328 ・一般職勤勉手当　275
								4. 共済費	303	・一般職員共済組合負担金　303
計	790,844	△576	790,268				△576			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	74,183	△200	73,983				△200	2. 給料	△200	・一般職給	△200
3. 保育所費	130,531	4,744	135,275				4,744	1. 報酬	4,608	・会計年度任用職員報酬	4,608
								2. 給料	△1,120	・一般職給	1,700
										・会計年度任用職員給	△2,820
								3. 職員手当等	1,265	・住居手当	△180
										・一般職期末手当	412
										・フルタイム会計年度任用職員期末手当	△500
										・パートタイム会計年度任用職員期末手当	849
										・一般職通勤手当	181
										・一般職勤勉手当	290
										・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	△500
										・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	713
								4. 共済費	△9	・一般職員共済組合負担金	512
										・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	△800
										・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	279
計	215,662	4,544	220,206				4,544				
3 款合計	1,006,508	3,968	1,010,476				3,968				

4 款　衛生費　　1 項　保健衛生費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	64,862	4,460	69,322				4,460	2. 給料	2,383	・一般職給	2,383
								3. 職員手当等	1,366	・住居手当	217
										・一般職期末手当	679
										・一般職通勤手当	△100
										・一般職勤勉手当	570
								4. 共済費	711	・一般職員共済組合負担金	711
5. 環境衛生費	46,393	△6,060	40,333				△6,060	2. 給料	△3,100	・一般職給	△3,100
								3. 職員手当等	△1,960	・扶養手当	△276
										・住居手当	△324
										・一般職期末手当	△700
										・一般職通勤手当	△60
										・一般職勤勉手当	△600
								4. 共済費	△1,000	・一般職員共済組合負担金	△1,000
計	155,801	△1,600	154,201				△1,600				
4 款合計	192,284	△1,600	190,684				△1,600				

6 款　農林水産業費　　1 項　農業費

2. 農業総務費	25,484	1,464	26,948				1,464	2. 給料	427	・一般職給	427
								3. 職員手当等	814	・管理職手当	375
										・扶養手当	138
										・一般職期末手当	177
										・一般職通勤手当	△24

6 款　農林水産業費　　1 項　農業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 農業総務費								3. 職員手当等		・一般職勤勉手当	148
								4. 共済費	223	・一般職員共済組合負担金	223
3. 農業振興費	27,506	341	27,847		300		41	18. 負担金、補助及び交付金	341	・広域選果場集出荷施設整備負担金	341
計	267,276	1,805	269,081		300		1,505				
6 款合計	370,785	1,805	372,590		300		1,505				

8 款　土木費　　1 項　土木管理費

1. 土木総務費	9,801	108	9,909				108	3. 職員手当等	108	・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	48 60
計	9,801	108	9,909				108				

8 款　土木費　　2 項　道路橋梁費

2. 道路維持費	59,107	4,470	63,577				4,470	2. 給料	2,736	・一般職給 ・会計年度任用職員給	845 1,891
								3. 職員手当等	1,107	・住居手当 ・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 ・一般職勤勉手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	162 198 307 74 167 199

8 款　土木費　　2 項　道路橋梁費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2.道路維持費								4.共済費	627	・社会保険料 ・一般職員共済組合負担金 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	210 271 146
3.道路新設改良費	173,537	△1,626	171,911				△1,626	2.給料	△800	・一般職給	△800
								3.職員手当等	△526	・扶養手当 ・住居手当 ・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	60 △216 △200 △170
								4.共済費	△300	・一般職員共済組合負担金	△300
計	232,838	2,844	235,682				2,844				

8 款　土木費　　4 項　住宅費

1.住宅管理費	37,587	5,040	42,627				5,040	2.給料	3,029	・一般職給	3,029
								3.職員手当等	1,256	・扶養手当 ・住居手当 ・一般職期末手当 ・一般職通勤手当 ・一般職勤勉手当	△150 243 574 108 481
								4.共済費	755	・一般職員共済組合負担金	755
計	37,587	5,040	42,627				5,040				
8 款合計	406,660	7,992	414,652				7,992				

10 款　教育費　　1 項　教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	113,988	6,321	120,309	4,075			2,246	1. 報酬	2,106	・会計年度任用職員報酬	2,106
								4. 共済費	135	・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	135
								18. 負担金、補助及び交付金	4,080	・学校給食費補助金	4,080
計	114,928	6,321	121,249	4,075			2,246				

10 款　教育費　　4 項　社会教育費

1. 社会教育総務費	10,834	△2,712	8,122				△2,712	2. 給料	△1,300	・一般職給	△1,300
								3. 職員手当等	△912	・管理職手当	△295
										・扶養手当	△160
										・住居手当	243
										・一般職期末手当	△400
										・一般職勤勉手当	△300
								4. 共済費	△500	・一般職員共済組合負担金	△500
計	92,962	△2,712	90,250				△2,712				

10 款　教育費　　5 項　保健体育費

3. 学校給食費	42,590	267	42,857				267	4. 共済費	267	・社会保険料	117
										・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	150

10 款　教育費　　5 項　保健体育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	93,793	267	94,060				267			
10 款合計	377,233	3,876	381,109	4,075			△199			

歳出合計	4,278,000	17,822	4,295,822	6,065	300	999	10,458			

Ⅱ　給与費明細書

1　特別職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円） 年間支給率（月分）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	長　等	3		20,625	(3.45) 6,820	27,445	5,744	33,189	町長・副町長・教育長
	議　員	7	14,520		(3.45) 4,801	19,321	3,747	23,068	
	その他		28,132			28,132		28,132	
	計	10	42,652	20,625	11,621	74,898	9,491	84,389	
補正前	長　等	3		20,625	(3.45) 6,820	27,445	5,744	33,189	町長・副町長・教育長
	議　員	7	14,520		(3.45) 4,801	19,321	3,747	23,068	
	その他		28,132			28,132		28,132	
	計	10	42,652	20,625	11,621	74,898	9,491	84,389	
比　較	長　等	0	0	0	(0.00) 0	0	0	0	
	議　員	0	0	0	(0.00) 0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

2　一般職

（1）総　括

区　　分	職員数（人）	給与費 給報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	（ 42 ） 108	70,798	357,472	214,587	642,857	115,827	758,684	
補正前	（ 40 ） 109	64,084	359,754	211,309	635,147	115,442	750,589	
比較	（ 2 ） △ 1	6,714	△ 2,282	3,278	7,710	385	8,095	

	区　分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）	単身赴任手当（千円）	防疫等作業手当（千円）	行旅死亡人取扱業務手当（千円）	動物等処理業務手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	7,410	4,191	13,633	1,083	89,440	73,672	506	10,229	5,424	8,360	540	50	28	21
	補正前	8,094	3,994	13,633	1,083	87,740	72,608	506	9,774	5,418	8,360	0	50	28	21
	比　較	△ 684	197	0	0	1,700	1,064	0	455	6	0	540	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職員数（人）	給与費 給報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	（ 0 ） 75	0	273,897	160,230	434,127	88,051	522,178	
補正前	（ 0 ） 76	0	275,250	158,094	433,344	87,576	520,920	
比較	（ 0 ） △ 1	0	△ 1,353	2,136	783	475	1,258	

	区　分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	管理職手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）	単身赴任手当（千円）	防疫等作業手当（千円）	行旅死亡人取扱業務手当（千円）	動物等処理業務手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	7,410	3,226	11,741	1,083	61,459	51,353	506	10,229	5,424	7,160	540	50	28	21
	補正前	8,094	3,103	11,741	1,083	60,415	50,701	506	9,774	5,418	7,160	0	50	28	21
	比　較	△ 684	123	0	0	1,044	652	0	455	6	0	540	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

イ　会計年度任用職員

区　　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(42) 33	70,798	83,575	54,357	208,730	27,776	236,506	
補正前	(40) 33	64,084	84,504	53,215	201,803	27,866	229,669	
比較	(2) 0	6,714	△ 929	1,142	6,927	△ 90	6,837	

	区　分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	防疫等作業手当 (千円)	行旅死亡人取扱業務手当 (千円)	動物等処理業務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	0	965	1,892	0	27,981	22,319	0	0	0	1,200	0	0	0	0
	補正前	0	891	1,892	0	27,325	21,907	0	0	0	1,200	0	0	0	0
	比　較	0	74	0	0	656	412	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 2,282	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,282	退職　△ 1,353 千円 採用予定人数の減　△ 929 千円 （会計年度任用職員）	
職員手当	3,278	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,278	昇格　1,023 千円 状況変更　1,179 千円 会計年度任用職員分　1,142 千円 その他　△ 66 千円	

（3）一般職の給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		一般行政職	労務職
令和７年６月１日現在	平均給料月額（円）	305,436	0
	平均給与月額（円）	331,501	0
	平均年齢（歳）	40.7	－
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	308,233	0
	平均給与月額（円）	330,840	0
	平均年齢（歳）	41.3	－

イ　初任給

区分	一般行政職（円）	労務職（円）	国の制度 一般行政職（円）	国の制度 労務職（円）
高校卒	192,447		191,300	
大学卒	224,338		223,000	

ウ　級別職員数

区分	一般行政職 級	職員数（人）	構成比（%）	労務職 級	職員数（人）	構成比（%）
令和７年６月１日現在	7級	( )	( )			
	6級	(11)	(14.7)			
	5級	(9)	(12.0)			
	4級	(5)	(6.7)			
	3級	(10)	(13.3)	3級	( )	( )
	2級	(17)	(22.6)	2級	( )	( )
	1級	(23)	(30.7)	1級	( )	( )
	計	(75)	(100.0)	計	(0)	(0.0)
令和７年１月１日現在	7級	( )	( )			
	6級	(11)	(15.1)			
	5級	(9)	(12.3)			
	4級	(2)	(2.7)			
	3級	(13)	(17.8)	3級	( )	( )
	2級	(16)	(21.9)	2級	( )	( )
	1級	(22)	(30.2)	1級	( )	( )
	計	(73)	(100.0)	計	(0)	(0.0)

（級別の標準的な職務内容）

区　　分	6　　級	5　　級	4　　級	3　　級	2　　級	1　　級
一般行政職	課　　長 局　　長 室　　長 主　　幹	課長補佐 事　務　長 保健師長 園　　長	課長補佐 事　務　長 保健師長 園　　長 上級社会福祉士 上級専門員 上級栄養士 上級保健師 上級保育士	係　　長 専　門　員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主　　査 技　　師 保　育　士 栄　養　士 保　健　師 社会福祉士	主　　事 技　　師 保　育　士 栄　養　士 保　健　師 社会福祉士

エ　昇給

区　　分			合　　計	代表的な職種	
				一般行政職	労務職
補正後	職員数（A）（人）		75	75	
	昇給に係る職員数（B）（人）				
	号級数別内訳	2号級（人）			
		4号級（人）			
		6号級（人）			
		8号級（人）			
		号級（人）			
	比率（B）／（A）（%）				
補正前	職員数（A）（人）		76	76	
	昇給に係る職員数（B）（人）				
	号級数別内訳	2号級（人）			
		4号級（人）			
		6号級（人）			
		8号級（人）			
		号級（人）			
	比率（B）／（A）（%）				

オ　期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率			支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）	3月（月分）			
補正後	（2.300）	（2.300）	（　　）	（4.600）	有	
補正前	（2.300）	（2.300）	（　　）	（4.600）	有	
国の制度	（2.300）	（2.300）	（　　）	（4.600）	有	

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	退職時特別昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

キ　地域手当

支給対象地域			
支給率（%）			
支給対象職員数（人）			
国の制度（支給率）（%）			

ク　特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率（%）			
支給対象職員の比率（%）（令和　年　月　日現在）			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ　その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勧により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

議員派遣の件

令和７年６月１３日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び松野町議会会議規則第１２９条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

１　令和７年度第１回町議会議員研修会

（１）目　　的　　議会の活性化に資するため

（２）派遣場所　　松山市

（３）期　　日　　令和７年８月８日（金）

（４）派遣議員　　議員全員

尚、細部については、議長に一任する。